

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年9月8日（月）午前9時59分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	竹下 智行 君	副委員長	久木田 大和 君
委員	植山 太介 君	委員	川窪 幸治 君
委員	鈴木 てるみ 君	委員	阿多 己清 君
委員	仮屋 国治 君	委員	前川原 正人 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員	野村 和人 君	委員外議員	松枝 正浩 君
-------	---------	-------	---------

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総括工事監査監	園畠 精一 君	工事契約検査課長	鶴ヶ野 浩二 君
工事契約検査課主幹	山下 裕一朗 君		
総務部長	石神 幸裕 君	総務課長	宮田 久志 君
総務課主幹	西村 賢三 君	総務課人事研修グループサブリーダー	生野 卓也 君

6 本委員会に出席した陳情説明者は次のとおりである。

霧島市測量設計業同友会 会長	前田 数馬 君
	家村 信弘 君
	永山 耕司 君
	中西 修 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 徳丸 慎一 君

8 本委員会の付託案件及び所管事務調査は次のとおりである。

議案第58号 霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第59号 霧島市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

陳情第8号 測量設計業務委託に係る地元業者への発注促進を求める陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前9時59分」

○委員長（竹下智行君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る9月2日の本会議で、当委員会に付託されました議案2件、陳情1件の審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は御手元に配付しました、次第書に基づき進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。陳情者入室のため、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前9時59分」

「再開 午前10時00分」

△ 陳情第8号 測量設計業務委託に係る地元業者への発注促進を求める陳情書

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第8号測量設計業務委託に係る地元業者への発注促進を求める陳情書について審査に入ります。本日は、陳情者の霧島市測量設計業同友会 会長 前田数

馬様、家村信弘様、永山耕司様、中西修様が出席されております。それでは議事の順序を申し上げます。まず陳情者から、陳情内容・趣旨・経緯などについて、簡潔にご説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。ご発言の際は、挙手をして、委員長の許可を得てから、起立してご発言ください。マイクは、青いボタンを押すと、スイッチが入ります。また、説明者は、委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ、ご了承ください。それでは、陳情者から、陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（前田数馬君）

皆様お疲れさまでございます。私は、霧島市測量設計業同友会で現在会長を務めさせていただいております前田と申します。会社のほうは、溝辺町の崎森のほうで有限会社前田土木技術という形で、建設コンサルタント業、測量業を営んでいるものでございます。本日はお忙しい中、このような時間を使っていただきまして、誠にありがとうございます。日々、各所、それぞれで、皆様とは御交流させていただきながら、地域発展のために皆さんとともに、日々業務にも邁進しているような状況でございます。本日は測量設計業務委託に関わる地元業者への発注促進を求める陳情書という形で陳情を上げさせていただきました。まず初めに、陳情書の冒頭に御挨拶を書かせてもらいました。こちらのほう、私の挨拶とさせていただきたいと思います。少し読み上げます。近年の霧島市測量設計業務委託の発注において、市外、県外の業者に頼る傾向にあり、地元業者は深刻な受注減に直面し、事業継続すら困難な状況にある企業もあります。このままでは、地域に根差した技術者や、若手人材の育成が困難となり、将来的な地域インフラの維持管理能力、そのものが喪失される恐れがございます。霧島市、地元業者は、地域の風土、地理、生活環境に精通し、地域ボランティアや地域イベントへの協力など、日々、住民との信頼関係を築きながら、長年にわたり、本市のインフラ整備に貢献してまいりました。また、災害時には、即応体制を整え、行政と連携しながら、緊急対応に尽力してきた実績があり、近年頻発する大災害発生の場合、霧島市の地元業者でなければ、霧島市の早急な復興は成し遂げることができないはずです。そのような大災害時に対応できるよう、地元業者としての技術者数の維持や育成を行う必要があるため、資力増強が必要不可欠であります。霧島市の防災対応力評価には地元測量設計業者の育成に大きく起因することは、現在の復興中の被災地状況を見ても明らかです。さらに、地元業者への発注は、地域経済の循環性、生産年齢人口の流出防止や、多くの雇用の維持に直結し、本市の持続可能なまちづくりの土台となるものです。しかしながら、現在のように、市外業者への発注が進む状況では、これら地元業者の役割が軽視され、地域技術、人材、経済基盤の喪失につながりかねません。今こそ地元内発注の意義を再確認していただきたく、下記のとおり強く要望いたします。地域とともに歩む私たち地元業者をどうか信頼し、引き続き多大なる御支援賜りますよう何とぞよろしく申し上げますと、御挨拶文に書かさしてもらいました、現在、霧島市も、8月七、八の豪雨の中、大災害が、大きな土砂災害等が発生しており、甚大な被害をこうむっているところでございます。現在でも今ここに立たしてもらってるこの中、我々の職員は日々この暑い中、溝辺、横川、牧園、そして国分、隼人、福山と、この霧島市全体をこの猛暑の中、市外業者がなかなか受けてもらえないところを、地元で細かいところを必死に動いているのが現状でございます。そのようなことも踏まえまして、今回の陳情の御挨拶とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（竹下智行君）

それでは、引き続き、陳情の内容について御説明いただけますでしょうか。

○陳情者（前田数馬君）

まず、陳情事項が6項目ほどございます。まず初め1番目ですね、地元業者と表現させてもらっておりますのが、この測友会メンバーでございます。霧島市内に本社があることが地元業者と表現させていただいております。原則発注で受注機会をつくること。二つ目が地元業者への企業育成を考慮し、民間資格で限定しない発注をすることと。3番目、地元業者への実績有無を問わずチャレンジ型で発注すること。4番目が、業務の分離、分割発注による中小企業者への配慮をした発注を

すること。5番目が地元業者優先発注に関わる実施方針を制定し、指名基準を明確にすること。6番目が、準市外業者の実態調査を行い、業務実績が市内支店で行われているか確認した上で、準市外業者と設定することと、6項目ほどございます。1番目の地元業者原則発注の機会をつくることという部分がですね、霧島市以外の市町村の発注状況を見たときに、ほぼ地元指名が優先されているところでございますというところです。霧島市内だけが指名が、私の補足資料にもございますように、指名率も多いところで50%を超えない状況でございます。2番目の地元育成を考慮し、民間資格で限定しない発注をすることと書いてあるんですが、こちらもちょっと補足資料の中の最後辺に、この測量設計業における資格要件という部分が測量業の測量士を1名置くことと、あと建設コンサルタント業という登録もございますけど、こちらのほうは任意でありまして、建設コンサルタントの業務を自由に行うことができると、国土交通省の文面にはなっているところでございます。なので、そういう民間資格で限定しなくても問題ないというところでございます。3番目が実績の有無を問わずチャレンジ型で発注することということで、我々霧島市内の業者は、霧島エンジニアリングさんは県内でもトップクラスに近い、人間と実績がございますけど、そのほかの業者に関しましては、まだ、技術者数が県内全域を網羅できるだけの人数はいるところではございませんので、なかなか実績という部分がつくれないのが現状です。鹿児島県の指名発注、それに関しましては業者数が県内全体ですると多いもんですから、実績で振り分けているところがあるんですけど、この霧島市で実績で指名を変えてもらうと、この実績がなかなか作る場所がないと。今までの過去の歴史からすると、鹿児島県の大手と言われるところはそれぞれの自分の地域で実績を積んで、大きな事業に進んで、県の事業、国の事業に進んできた実績がございますので、霧島市が実績の上で設定してしまうと、どこも実績を積む場所が我々はないというところでございます。

4番目は、分離発注、分割発注による、中小企業者への配慮した発注をすることとなっているんですが、こちらは年々、物価高騰と人件費の増加に伴って発注の歩掛、設計価格が大分、上昇てきて、少ない量の業務でも、発注額が大きくなりがちなもんですから、そういう部分で測友会のメンバーの中には2人で運営されているところもございます。そういうところのためにも、分割していただいて、2人でもできるような業務はしっかりと分割していただいて、そちらの業者にも、発注をしていただければ、育成できていくのではないかと思っているところでございます。5番目、もうこの合併して20年間ずっとこういう陳情を担当課なり首長なりにさせていただいておりますが、するたびにその都度その都度、そのときはいいんですけど、また風化してしまうと。風化してまた市外業者に発注が偏ってしまうという現状がございますので、しっかりとやはりここで、地元の立場というのをしっかりと行政としても、何か文面で、地元の業者に対する発注方法を示していただければ、風化していかないのではないかと思っているところでございます。6番目に関しましては、市外業者さんが行政職員だったり、地域の個人だったりの方を、職員と迎え入れてその人の家を支店という扱いをして、実際、地元には1人しかいない。支店には1人しかいない状況の中で、準市外ということで、地元よりたくさんの氏名をもらっているような状況がございます。ですので、実際、市外業者の取扱いというのもしっかりと、やはり地元の我々測友会に協力だったりしながら、ボランティア活動だったり地域活動していただきながら、そしてまた、この霧島市のこの地域で技術を育んでもらえるような業者をしっかりと準市外と設定していただけないものなんだろうかなというところでございます。最近ではちょっと、10名ぐらい市外業者さんが技術者をこっちに配置して支店を出されたと。誘致じゃないんですけど、何人か、技術者を入れられたと言われて、地元と一緒にですねという話も見え隠れしてきているところでございます。はっきり言いまして我々この測友会は合併して20年その霧島エンジニアリングさんなんかも40年以上、家村さんなんかも40年以上、この地域で10人以上の雇用をしながら、地域ボランティアを長い間してきて、やっと今地元企業として成り立ってる中で、市外から10人、この間10人職員を住所を変えさせましたのでというので地元にそのときから地元企業という扱いをされるのはちょっととかがなもんかなというところもございましてこういう形を書かさせていただきました。しっかりと調査をしていただければなと

思ってのところでございます。

○委員長（竹下智行君）

ただいま陳情の説明が終わりました。これより陳情に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

ちょっと今2ページに書かれているところで、現在は8社という状況の紹介なんですが、同友会に加入をされていない方もいらっしゃるのかなと。今日の資料を見ると、2社あるようなので、10社程度はあるということで理解していいですか。

○陳情者（前田和馬君）

本日の補足資料を出させてもらいましたけど、表紙から3ページ目ですね、平成17年合併当時の地元業者と書かれている書類になります。現在ですね測友会に関しましては霧島市及び鹿児島県に指名願を出している地元本社の霧島市本社の測量設計業者という名目というか、会則の中ですございます。その中でこの資料の中に書かせてもらいました2社、指名願を提出した地元業者さんということで中央測量コンサルタントさん、鎌田建設さんの子会社さんですね、こちらのほうと日本土木設計さん。こちらの2社は、測友会に以前、所属はしていたんですが、ここ最近の霧島市の発注で、ほぼ指名がないのに、指名願のときはいろんな書類をたくさん出させられて、調査も地元業者はいろんな資格も本当にあるのかどうかというのも確認をされながら、期待をして指名願を出すんですけど、ほぼ指名がないという現実で、要するに、経費をもったいないという部分もございまして、ほかの民間のお仕事だけで運営していくという意向のもと、この測友会のほうから外れたという経緯がございます。あと上のほうに事業を停止した地元業者さんと書かれたんですが、廃業だったり、休止だったりされている合併当時の方々です。まだこの中にも個人で測量されてる方はいらっしゃいます。ただ、法人としてはもう、今停止されているというような状況になっているところでございます。

○委員（阿多己清君）

近隣市町村のそういう指名の条件といいましょうか、そういう紹介をされてるんですが、実際私も各市町、全ての市町村見れなかつたんですけども、ここに掲げておられる、鹿屋市さんとか、日置市さんとか湧水町とか、そういうところのホームページ、それと、鹿児島県の市町村電子入札、システム、ポータルサイト等をちょっとのぞいてみたら、結構この原則市内本社のみと記載されてますけども、実際は鹿児島のそういうコンサルさんも、結構入っているんですけども、この文章を見る限り、もう市内本社のみ指名をしているように、見えるんですけども、こちらの信憑性がどうなのかなというところがちょっと気になりました。どうなんでしょうか。

○陳情者（前田和馬君）

よくここの件に関しましては、私たちも陳情しながら担当課のほうで言われる話でございます。全くこれ市内しか指名していないわけではなく、どうしても、入札の平等性を確保するために、10社指名、15社指名という形があります。どの市町村もですね鹿児島市以外です。鹿児島市はですね鹿児島市に本社がなければ、まず指名に我々皆全員入りません。指名願を出していても入りません。これは鹿児島市だけはそのままです。ほかの市町村に関してはどの市町村もですね、指名基準にのつとった業者数が地元で足りないというような状況でございます。その中で、足りない場合の人数を、ほかの市町村の大手さんだったり、そういうところの指名を入れているという状況の感じで、霧島市と何が違うかというと、霧島市は市外だけの指名になってしまします。そこに必ずやはり地元が入ってないというような状況がございますというところです。どこも、地元を優先して、地元をまず入れて足りない業者数の数をほかの実績だったり、資格者だったり人数だったりというのを評価して指名をしているのが現状でございます。ここに書かさしてもらったのはどうしても、霧島市もそうなんんですけど、この指名基準というのは表向きには、出されてるとこもあるんですけど一般的な国も出してるような指名基準でしかなくて、その行政の内部の中で何か決まってるような状況で

ございございますというとこです。実際私もこの、各市町村資格があつて、指名願を出しているところでございますが、ここに並んでる4社霧島市測友会の中もほかの市町村に指名願が出されてる方々もいらっしゃるんですが、現実そういうところで、技術者数と人数は市外業者を選定するためのもので、地元をまずは入れるというような形をとってるんで、我々はほかの市町村ではなかなか資格が得られないというところでございます。近隣の湧水町なんかはですね、どうしても旧姶良郡という部分で、地元という、旧姶良郡の業者が地元という枠をつけてらっしゃるようですので、湧水町なんかは指名も、姶良郡の旧姶良郡ですね、霧島市で言えば国分市以外になるんですかね、国分市以外のところに本社があるところを示しているというような状況でございますので、なかなかこの証明というのがなかなか難しいところで、各行政に問い合わせしてもなかなか内部情報なので出していただけないのが現状ですので、ただ、現実はそういうふうになっているというところでございます。

○委員（阿多己清君）

このやはり文書を見る限りですね、原則市内本社のみって、もう明記されておれば、もうここを信じようには、本当どうなのかなというところがありますけれども、やはりここはやはり注意されるべきなのかなという思いもします。ただ、薩摩川内市なんかも市内出身業者というのは、これもちょっと私調べようと思ったけど、たどり着けずに、分からずに、コンサル部門は公表されていない、ホームページの中でですね、薩摩川内市だったもんですから、ここも本当なのかなというところがありますけども、薩摩川内市のこの分なんかどうなんですか。

○陳情者（中西修君）

霧島エンジニアリング代表の中西と申します。今日はよろしくお願ひします。先ほど今、薩摩川内市についての御質問でしたが、薩摩川内市はまず、市内業者とそれから準市内業者というのをたしか分けてたと思います。そして、市内業者、本社が市内にあるところですね、あるいは事業本部があるところですね、そういったところで薩摩川内市を本社扱いというふうにして、私どもの会社とか、それからエンジニアさんとか前田さんなんかも、支店を出していけば準市内業者というような扱いをしていただいて、原則、薩摩川内市に本社及び、事業本部があるところは優先的に、指名のほうにされて、残りの、例えば、金額によって12社指名だと4社を準指名業者から入れるとか、あるいは、16社指名ならば残り8社を入れるとか、そのような、指名の形態をとっているのが、薩摩川内市でもありますし、先ほどほかの市町村の事例も出されましたか、日置市なども日置市に本社があるところプラス、県内コンサルを指名してるというような状況となっております。湧水町は先ほども前田さんが報告したとおり、湧水町に本社がある会社、これは全ての業務委託には指名して、それに足りない部分を、近隣の姶良郡内の本社があるところを指名しているというような状況であります。

○委員（前川原正人君）

趣旨はよく分かりました。お聞きをしたいのは、要はランクづけという点で言ったときに、普通の建設業であれば、県知事登録もしくは大臣登録ということで、特定建設業の登録とかとるんですけど、測量会社さんの場合はどのようなランクづけという点で理解をすればよろしいですか。

○陳情者（前田和馬君）

今御質問があったランクづけの件で、まず、補足資料の最後のページと前のページですね。測量業資格要件についてというのと、建設コンサルタント業要件についてということで、国土交通省が表示してあるそのものを出してまいりました。まず、測量業資格についてというのがですね、一番下に要件としまして測量士1名以上置くことということで専任の測量士を1名置けばですね、測量業として、登録してもらいます。これは建設業でいう県知事許可と一緒です。国土交通省の許可になります、県知事ではなくですね。国土交通省の測量業務登録になりますので、設計分野において、少し設計分野での分野が広いもんですから国土交通省がですね、建設コンサルタント業という登録制度です、こちらは。業の法律じゃないです、登録制度でございます。この登録制度で、建設コン

サルタント業を登録しても受けることができますよということで、部門ごとに登録がしてございます。ただ、こちらも国土交通省が一文足しているんですが、この建設コンサルタント業設計に対する業に関しては、不足な登録の有無にかかわらず建設コンサルタントの営業を自由に行うことができますよと書いてあって、どうしても、国、県でランクづけという部分をする場合に、建設コンサルタント業の中の登録・部門というのが発生してまいります。国と県の場合はですね、この登録数でランク、あとはそれだけじゃないんですけど、そういうふうにランク分けをしていることがあるんですが、建設業のように指名のランクづけっていう部分では、測量業という登録が通ってあれば、法律上、測量設計業務は行うことができるという形になってございますので、そのほかの細かい資格で県国はランクづけをしたりしてますが、1番、陳情にも書かさしてもらいました。それが全て民間資格なんですね。民間資格の中でランクづけをするっていう部分でランクをされてるのが現状ですけど、民間資格で限定すると非常にその資格者を雇用するだけで、費用が大分発生して、大きな企業ではないとなかなか資力のある企業じゃないとこの資格者を登録分はですね21部門だったかな。21部門あるのではっきり言って、それに2人ずつということは40人ぐらいの規模の会社でないと全部網羅できないというランクになります。1人ではちょっとランクに入らないんですけど、この資格のやつがですね。監理技術者、調査技術者と2人の指名が、指名というか、あれが必要なので大概が2人以上という形で県国はそれでランク分けをしてるのが現状です。ただ、県国の中のランク分けそうなっておりますが、霧島市の建設業のほうもですけどランク分けをされてますけどランク分けって何かというと、市内業者だけのランクわけなんですね。市内業者だけで地元業者だけでランクを分けてるというランク分け。ただ測量設計になると、地元業者と県内全ての業者のランク分けにするというのは、ちょっととかがなもんなのかなというところもあって、霧島市のランク分けとしては、地元今まで8社しかいませんので、8社でランクをどうやって分けていくのかっていう部分を考えていかないといけないかなと私たちは思ってただけで、なぜこの測量設計業だけが、国県に準じて霧島市だけが準じてしまうのかというところがちょっと分からぬところで、ほかの市町村に関して、話が出来たけど、地元業者という扱いでランクを分けております、どこの市町村もですね。準市外は準市外のランクという形で今後のランクというのは実際ほかの市町村で分けてらっしゃらないのかなと思っているところでございますので、どうぞ、その辺が、資格要件がありましたので、そういうことで御説明させていただきます。

○委員（前川原正人君）

もう一つは陳情項目の4番目、業務の分離分割発注等によるということで、要するに、建設業なんかの場合は、大工さんの業務だったり、設計業務だったり、土木業だったり、様々職種があるわけですね。ここのいわゆる業務の分離分割発注等ってなったときには具体的にはどういうことを指すことになるわけですか。

○陳情者（前田和馬君）

我々測友会のほうがですね、分離発注で一番測量設計で分かりやすいのは、測量と設計を分けること。これが一つ、非常に分かりやすい分け方であると思います。そういう形態をとって発注されてるところもあります。細かく言えば、鹿児島市を例で挙げますと鹿児島市は測量業務の中の用地測量だけはまた別で分けてあったりします。用地測量に関しては別で分けてあって、普通の道路の測量設計をけっせきをするための測量設計と分けている現状です。あとは、やはりどうしても最近、大きな業務が、おつきな設計に金額がなってしまうという部分もありまして道路なんか特に建設業と一緒にすけど何mと何mに分けると1工区、2工区という分け方、NEXCO国土交通省と、また規模が違うんですけど、高速道路、西回りとか、今溝辺道路なんか県が発注されてますけど、それ全部分離発注で余りにもでかくなるので、1工区、2工区、3工区で範囲で分けて行っているような状況でございます。霧島市も1,000万円を超える委託業務が多々立てば、出ている状況の中で、1人、2人で家族だけでされてる測量業者さんもいらっしゃいます。そういう方もですねずっと、仕事に関わるチャンスがほとんどないので、行政の仕事としてはちょっと複雑化しちゃいますけど、

そういう分離発注というのを考えていただいて、少ない人数でも業務をこなせるような発注形態をとっていただいて、発注していただければありがたいのかなと思っているところで陳情させていただいているところでございます。

○委員（前川原正人君）

詳しく説明いただきありがとうございます。それともう1点は、いわゆる地元業者への発注という点では、当然当たり前のことであって、努力もされていらっしゃると思います。取る取らんは別として、やはりそういうチャンスを与えるという点では、行政も努力はすべきだと思うんです。しかし、例えば業者間の中で、地元業者さんたちの話合いはよくできると思うんですね。もう目に見えてますし、お付き合いもあられるでしょうけれども、要は市外の業者さんたちとの協議等についての、このような話合いつていうのは、取る取らんとかそうじゃなくてですね、地元の業者にやっぱり発注をすべきだよね。それもそうだよね。お宅なんかは、市外だから、規模にもよりましようけれど、そういう話合いつていいですかね、そういうコミュニケーションという点では、市外の業者さんとはどのような状況なんですか。

○陳情者（前田和馬君）

入札の件に関しましてはですね、やはり市外業者、この地元の業者でも、仕事の入札に関してはちょっと話はないんですが、この測友会の中でコンセンサスをしっかりととりながら、そしてまた、県の市外業者に関しまして今測友会のメンバーの中で今、霧島エンジニアリングさん、エンジニアプランニングさん、私前田土木技術この3社ですね、県の測量設計業協会というのに所属しているところでございます。県の測量設計業協会の中でもですね、各県内、地域地域で姶良伊佐ブロックのところに我々は所属しているんですが、今回の災害でも霧島市エンジニアリングさんを筆頭に、河川災害の緊急的な災害協定に基づく県との災害協定に基づく被害調査というのも、霧島エンジニアリングさんを中心に地元3社が県の協会員として、回って調査しているところでございますので、十分な連携というのはできているところでございます。また、県の協会の中でも、この地元発注をしっかりとお願いしていかないという動きもございますので、もう全然その市外業者と対立的な立場にあるということはないですね。

○委員（前川原正人君）

それともう1点、最後になると思うんですが、曾於市の場合、今例えば、曾於市以外の業者さんが支店をつくりましたと。そういう場合は3名以上が、住所を曾於市に持つとけば、オーケーということで厳格にやってるわけですね。ですから、業者さんたちを地元業者の育成という点で育成することで、固定資産税が入ったり、そこで働く所得税が入ったり住民税が入ったり、そういう点では一つの貢献になるわけですね。ですから、そういう例え、四角四面にというわけではないですけれど、地元の仕事は地元の業者にとっていただくというのは大いに進めていくという、ということで、今回の陳情というのは、大まかにはそこが狙いなんだということで、よろしいですか。

○陳情者（前田和馬君）

そのとおりでございます。まず、曾於市の話がありましたが、曾於市とか鹿屋市においてもですね、そういうふうな地元に支店を出して何年かたてばということは、そこはですね、また、そこには曾於の測量設計業協会、それと鹿屋の設計業協会というのがあって、そこにまで入ってもらわないとなかなか指名をいただけないような状況になってますので。大島地区もですね、奄美市の中で、大島測量設計業協会というのがあって、そちらに加盟しないと指名されないというような状況になっているところでございますので、ぜひ、霧島市測量設計業同友会も別に閉鎖的な会ではございません。やはりこの霧島市のために、こここの支店を出してここの人材を育成しながら霧島市のために技術を育んでいくんだ、一緒に育んでいくんだという業者さんが出てくれればですね、ぜひこの測量設計業同友会に加入してもらって一緒にやっていきたいなとは思っているところでございますので、全然門を閉めてるわけでも何でもないので、市外業者さんの方が本当にそういう気持ちがあって技術者をこちらに据えて、一緒にこういう地域ボランティアだったり地域活動、地域発展活動を一緒

にやっていただければですね、全然ウェルカムの状態でございますので、はい、よろしくお願いいいたします。

○委員（仮屋国治君）

陳情事項の2番目の民間資格で限定しない発注をすることというのは先ほど前川原議員の質疑の中で御説明があったところですけれども、皆さん方の8社のうち、建設コンサルト業の資格を持ってらっしゃるのは何社あるのか。また、近隣市町村で、地元事業者8割以上占めてるということも書いてあるわけですけれども、これはこの建設コンサルティング業資格を持ってるからということも関連があるのかどうか、その辺の2点についてお答えください。

○陳情者（前田和馬君）

こちらの建設コンサルタント業登録を我々測友会で受けているのは県の協会に入っている霧島エンジニアリングさん、エンジニアプランニングさん、前田土木、3社でございます。建設コンサルタント業登録を登録されてない業者さんがほかの市町村でというのはあんまり地元発注促進をされてる自治体の方々は余り気にされてないです。霧島市も合併して当初はそれを全然気にしてなかつたんですけど、どうしても、鹿児島県出身の上層部の方々が入ってきて、どうしてもこの資格を何か大きく取り出すような形になっていって昔から地域で根差した企業は、建設コンサルタント業登録をとっていなくても、測量業があれば、国の法律上は測量設計業務委託は何も問題なく受注できると。ただそこに各自治体行政が条件をつけてるというような状態でございます。

○委員（仮屋国治君）

3項目目の実績を問わずチャレンジ型で発注することというところはですね、非常に気合が入り過ぎてらっしゃるというような気がするんですけども、昔から大きい事業に関しては、地元の業者さんではなかなかできないから、市内の業者さんに発注するんだというような説明を執行部から受けておったわけですけれども、その事業規模で、皆さん方が地元の業者が受けられる限界とか、そういうものをどのように捉えていらっしゃいますか。

○陳情者（前田和馬君）

非常に今まで長年陳情しながら、同じことを質問されている内容でございます。ありがとうございます。本当にここは分かりづらいというか、何とも言えないんですけど。土木建設業みたいにものづくりでおつきな橋をつくる場合、ちっちゃい橋をつくる場合で差は出てくるのは分かるんですけど、これおつきな橋だろうがちっちゃい橋だろうが設計をやることは一緒なんですよね。道路も一緒です。長く設計しようが、長くするから事業規模がでかくなるだけなんです。やることは100mの道路の設計をするのと1kmの道路設計をするのでは、やることは一緒なんですけれど金額が違うから何かおつきいちっちゃいに分けられる。ということは、100m設計できる業者であれば1km設計できるんですよ。測量もできるんですよ。ここがなかなか理解していただけないような状況でございます。それと、今までも、やはりこういう大きい仕事は地元にはちょっと荷が重過ぎるよねということで、指名を外された経緯もたくさん、それでずっと外されてるんですけど、はつきり言って市外業者が受注したら、この測友会にただ下請しませんか。実際の業務は誰がしてるかって言ったら、地元の測量会社がしていたり、それと他市町村の我々と同じクラスの方々がほとんど仕事をしております。建設業と一緒に、Aクラスと言われてるところは管理なんです。管理だけなんです。実際の設計、土木工事は管理しながらいろんな職員さんを使わないといけないので管理の技術が必要ですけど、測量の場合は管理って、設計者の頭の中でパソコンの中で設計するので管理できないんですね実際。ただ名ばかりの管理者、チェックをする人っていうぐらいの話でございます。なので、はつきり言って地元業者でできない業務ってよく出してくれと。できる業務はどれで、できない業務はどれって、よく言われるんですけど非常に困る質問なんです。我々も今ここに並んでるこの4人もですね、家村さんにもう用地測量のプロフェッショナルでございます。日々土地家屋調査士という立場の中で、分筆合筆で、そういうのを民間の仕事、幾つも大きな仕事もたくさんしてきているところでございます。行政の用地測量などお手の物なんですね。ただ、金額がで

かくなるから外される。また霧島エンジニアリングさん、エンジニアプランニングさん、川でも橋でもダムでもトンネルでも港湾でも私もすけど、急傾斜でも何でも経験をしてるんです。ただ、建設業と違うのが、下請の公表してはならないという、県内どの測量設計業務、また霧島市もそうです。主たるところの外注は認めないとという形になっているので。実際は外注で我々がしているのです。そうじやないと我々食べられないんですよね。下請で仕事をしてないと食べられないんです。我々がやはり生き残ってきているのはやはりそういう下請も少なからずあるからというところでやってきている。霧島市エンジニアリングさんなんか県内いろんなところで、受注して機会がございますので実績も増える。ただ下請を認めない、下請を公表しないということは幾ら下請しても実績にはならないんですよね。建設工事は下請届け、一次下請、二次下請、三次下請、全て行政に登録をして、実績となるんでそれが。それで実績があるから次の指名に、努力して増えて入っていけるんですよね。Cクラス、Dクラスの方々がAクラスさんのBクラスさんの下請をして、その実績を公表して指名願を出すから次はBクラスになるんです。Cクラスなるんですよ。Aクラスになるんです。でランク上がっていく。我々測量設計業者、下請を認めない。大手さんがこの霧島市で受注したときに、我々が動いていることは黒子としてしか動けないんです。出したらいけないんです。だから僕なんかどこで実績をつくるんですか。っていう、これがものすごいこの20年間のジレンマの中で、この霧島市というお膝元、やはり我々霧島市に愛を持って、私は溝辺ですけど溝辺に愛を持って日々、この地域で仕事をしてますけど、希望が持てなくなるというか、下請をしてるけど、たくさんの仕事をしているけれど、測量設計業でこの霧島市でAクラスになろうなんて、実績がない、つくれないのでできないんです。実績を見て、実績がないからさせないとなるとですね。何もできない状態になってて、本当に、薩摩川内市とかはおつきな企業さんが育っています。大進さん、新和さん、大きな100人クラスの企業が、もともとは宮之城の本社の会社、川内の会社でそんだけの企業になってきているんですね。でも霧島市でそんな大企業になれるかと言ったら、今の指名基準ではなかなかそこまでできるような、今霧島市の仕組みではないというのが、非常にもうこの20年間言い続けてきて、もう20年間の蓄積はまた1からまた1からまた1から毎年、やってるような状況でございます。

○委員（仮屋国治君）

最後に一点だけ。3項目目と5項目目。同じようなことだろうなと思うんですけども、5項目目における指名基準というのをどのように捉えてらっしゃるのか。できましたら、私たちも地元の業者の方に頑張ってほしいという気持ちがありますから、この3番目のチャレンジ発注のところを取下げをされたほうが、後の我々の協議はスムーズにいくのかなというような感じを持っております。5項目目の、実施方針を制定し指名基準を明確にすることというところをもう一度御説明いただけますか。

○陳情者（前田和馬君）

5項目目の指名基準を明確にすることと書かさしてもらったんですが、最初の冒頭の挨拶でも言いましたが、地元発注をしてくれとお願いをする度に分かったということで一時、地元発注が増えたりして、そつからまた風化して、また、行政の異動だったり、選挙によっての組閣によって、また考え方が変わってしまうということで、毎回このお願いする、同じようなお願いをしているというのが現状だったので、できればそういう、今年で改選になると思われますけど、その度にまた新たなところに、新たな方々にお願いするので、やはりこの霧島市として、地元育成をどのようにしていくのかまずは地元を優先して指名しますというような、自主方針というのを決めていただければなと思って書かさしてもらいます。それで指名基準を今回はこういう基準でとか今回はこういう基準でと、その都度その都度市外業者を選定するにしても何もないもんですから、そのときそのときに担当課が決めた指名基準というような状況になってて、その指名基準が明確でないと我々も、どうすればその指名に入るのかというのが全く見えないような状況なので、ただ、がむしゃらにやるというのよりは、こういうのまでできたらこういう仕事はお願いしたいなというのがあれば、そ

ういうのを制定していく必要があるかなと思います。3番項に関しましては、今、仮屋先生の言われるように、今後の測友会の陳情としてちょっと難しいかもというような判断であれば、全然、全然というわけじゃないんですけど、取下げていく方向で、考えていけたらいいかなと思うんですが、実績の有無というのが非常に大切なところで、実績がないんだったら多分指名がなくなるんです、また、毎年のように。そこがちょっと非常にチャレンジ型というのは、ちょっと言葉としてちょっと違うのかなというところもあったのかなと思いますのでちょっと検討させていただければと思います。

○委員（鈴木てるみ君）

ちょっとお尋ねしたいんですが、先ほど下請でというお話でしたが、JVという方式というのは、また、下請とは違うんですよね。JV方式というのではないのかなとちょっと思ったんですが、いかがですか。

○陳情者（前田和馬君）

JVは過去はちょっとあったんです。ただ測量設計業界の霧島市の考え方一つなんでしょうけどこのJVに関しては、測量設計の場合は県は特定は認めない。特定JV認めない。この業務ごとの特定JVは認めない。その代わり指名願でJVとして、指名願で指名を出すということは認めるという形にはなってます、県はですね。霧島市のはうはどういう扱いするのか分かりませんけど、基本的にはJVという指名を出されてるところはあるんですけど、どうしても指名願のJVと言ったら業者数が減るだけで、2社が1社になる、3者が1社になるっていうだけの話でなかなかやはり皆さんそのJVに乗るってことは。ただ霧島市が特定を認めるってなればまたその大きな業務ごとに地元1社入れた上でJVを組みなさいという指名発注であれば全然問題ないのかなと思います。ただ県は特定は認めないというような形になっているようでございます。

○委員（鈴木てるみ君）

それとまた、先ほどお話をされた、地域貢献活動も一生懸命されているということで、日常業務の中でですね、すばらしいことだなと思うんですが、具体的にどんなことをされてるのか、ちょっと気になったもんですから教えてください。

○陳情者（前田和馬君）

地域ボランティアとか地域貢献活動ですね、各社見てのとおり、いろいろな経済団体加入して、商工会、商工会議所、そしていろいろな経済団体に所属して、日々、地域貢献活動をしている社長さんたちのもとですね、またそれぞれ各地域ですね、草刈りボランティアだったり、公共施設の除草作業だったりしているような状況でございます。それで、測友会として3年、コロナに入って少しばかりは会としてしたんですけど、もうちょっと人数もなかなかこの会のメンバーがちょっと少なくなってしまっているので、今、会として何か定期的にやってるのではなくそういう要請があれば、草刈り、除草等はやってるような状況でございますので、霧島市のアダプト制度だったりとか各社でやってたり、あとはやはり先ほど言われたように災害発生時、今回みたいな災害発時の調査だったり、無償でやってるのが状況でございますので、それぞれの企業で、努力されているような状況で、ちょっとコロナ明けるちょい前ぐらいからちょっと測友会としてちょっと人数がそろわなくなってきたもんですから、大分会が弱体化ってきて、家村先生なんかはもうやはり霧島市の建設同志会に入ってらっしゃって、建設同志会の中で、そういう草刈りボランティア等されていというような状況でございますので、そういう現状でございます。

○委員（鈴木てるみ君）

今回の豪雨災害でもボランティアで一生懸命御活躍されたんだろうなというふうに感じたところです。社会貢献活動というのは入札の際の何か採点とか、そういうふうには見ていただけないですか。

○陳情者（前田和馬君）

測量設計業務の指名願のランクづけというのは、何ていうんですかね。表向き公表されたもので

はないんです。県が内部で作ってるものを霧島市は内部のやつを見ているような状況で採点制度つていうのが一応、県ではあります。ただ霧島市の中では採点をつけてるっていうのは、県の点数表のつとて何かつけてるのかどうなのかちょっと分かりませんけど公表はしてないんです。なので、我々が何点なのか分からぬ。ただ県の指名願の中では、地域ボランティアが県のランクの中では点数制度になっていますから公表されてますので、それで加算されるというような状況です。霧島市のほうではちょっとどういう計算をされているのかちょっと知らないんですけど、そういうような状況でございます。

○委員（阿多己清君）

近隣市町村は8割ぐらいを確保していると。数字を掲げておられるんですけれども、ちょっと過度ではないですか。8割はあんまりなのかなと思うんですけれども。ポータルサイトの結果等を覗けば、結構この鹿児島市の業者が落札をしてるし、当然前田さんも落札している案件もあるし、あまり地元だけ8割とてるよという部分は余りにもこの過度なパーセントかなと思いますけれども、それと、この地元業者の受注が、確かに低いなど数字を見れば分かるんですが、7年度の本市の指名の結果表を見ると、6月の入札が8社入っておられる。そして、7月も7社入っておられる。ならもう1件の7月のも7社、こういう指名はされていると。ただ、入札の価格が同価格が多くて、くじになるということで、結果的にくじで漏れて落札ができないというケースかなと思うんですけれどもこの実態はどうなんでしょうか。

○陳情者（前田和馬君）

先ほどの各市町村での8割の、これはもう、建設新聞の会員情報の中で、全てどの市町村も入札結果が出てきます。ただ、県内一円を、これを全部拾い出してするのはなかなか難しいところであって、ある市町村、限定的にこの数件上げてる市町村、限定的に上げたときに、鹿児島市内がとてらっしゃると言われるんですけどそれはもともとそのエリアにあった会社なんです。鹿児島市の指名をもらうために測量業者、ほとんどの測量業者が鹿児島市に本社だけ移してます。先ほど中西社長のほうから説明がありましたように、事業本部を有しているところと書いてあるような書き方をされているところ、もともとそこが本社なんです。ただ、鹿児島市が市本社でないと指名をしないという状況になりましたので、その頃当時、霧島エンジニアリングさん以外の県の測量設計業者ほとんどが鹿児島市に移したというのが現状です。霧島エンジニアリングさんだけは県内唯一この霧島市牧園に残すと、前社長の中西前社長はこの霧島市から出たくないんでという思いで残された経緯があって、ほとんどのところが、もともと事業本部だから、そのエリアにあるんです。なので、ただただ、一般の方々が入札結果を見ると、もう鹿児島市内ばかりではないかとなるんですけど、実際よく見てみるとそこの事業本部は全て市内に入るんですというところでございます。それで、今年指名がありますっていう話があつたんですけど、今年の最初3月ですかね、私のほうが測友会の長としていつものように、副市長のところに訪問させていただいて、年度初めの挨拶ということで訪問させていただきまして、令和5年度、6年度の実績をこれを示させてもらいました。受注率的に受注額的にですね、地元、令和5年で18%、令和6年で2%ですと、これではもう我々、食つていけないですよというところで霧島市に本社を置いてても、意味がないのではないかというところで、そういう話をずっとさせてもらいました。それから、何回かうちの測友会のメンバーが総会をしたときに、やはりこのままじゃいかんよねということで、今いらっしゃる方々及びまたそのほかの会員さんが、各々で各事業課に頼むと言って回って、今年は今現状そういう状況になってます。地元の発注になってます。ただその中で、1社だけ市外業者が地元に地元扱いとして今年から入ってきてる。これはちょっと危険だなっていうところです。これが認められれば、ほかのお金を持ったコンサルさんはただ名前だけを霧島市に住所を移さして、職員10人以上入れて、地元扱いとして指名に入れてもらおうという形になってくるので今年は少し、これが先ほど何回も言ってるようですがよく風化するんです。最初お願いしに行つたらいつときこういうふうな指名があって、いつときは残るんですけどまだんだんと風化してしまって、やはり、市外に偏る。そ

こに対してやはり、市外業者のほうがやはり使い勝手がよかつたりとかする部分があるのかもしれません。やはり地元だからこそ、地元の経営者だからこそやはり事業に対して思いをしてしまうので、こうがいいんじゃないか、ああがいいんじゃないかと言ってしまう部分があつて、なかなか行政が思う方向に行かなかつたりするときもあるかもしれないんですけど、そういう部分で、だんだんと市外業者をまた使っていって風化していってしまうっていうのが今までの現状で今現在、指名はここ数件では、地元発注をしていただいているような状況でございます。ただ今年の総会で、測友会の総会で私はしっかりと陳情しようと決めて、動いて、今こういう、陳情活動という形になってきてる中で、またその中で、この災害が起きて今、非常に大変なときなんんですけど、今ちょっと話がぶれかけてるんですけど、やはり、今地元がこの受注もなんんですけど、指名率というところを一番注力していただきたいなと思うんですけど、霧島エンジニアリングさんでも令和6年度が45%、半分いかないんですよね。で、令和5年も47%、また、次にエンジニアプランニングさんが3割ぐらい指名、そのほかはもうほとんど1割から0%だったり1割の指名なんです。だから、1番はここなんです。受注は、先ほど言わされたように、入札なんで公平に入札はしないといけないので、価格競争と言う形になりますので、価格競争になるとどうしても皆さん最低制限価格を設けている以上、同額になっちゃうんです。なので、抽選という形になるんですけど、この土俵にすら乗らない地元は、というのが現状なんです。ほかの市町村で8割はとつてないのではないかというところでも、指名は100%入ってるんです地元が。そこには抽選とかいろいろな要因があつて、受注できなくて市外業者のほうが受注額的には多いかもしれないんですけど、やはり指名率というのが非常に大切で、ちょっとこれには出さなかつたんですけどほかの会員さんが調べたりサーチ、ちょっとそれをうちらが出すわけにはいかないので、市外業者の指名率というのも出してあるんです。市外業者の指名率となるとやはり霧島市エンジニアリングさん超えてくる、60%、70%、見てもらえば分かると思います。契約検査課の中で指名率を出したときに、7割ぐらい指名を受けているが、市外業者さんが地元じゃなくて市外業者さんが7割以上受けてるような状況でもございます。私たちがまたこれを言うと、何かこう戦争じゃないけど喧嘩みたいになっちゃうので、そこはお出しませんが、我々の指名率はこういうような状況ですというような形で思っていただければと思います。

○委員（植山太介君）

知らないことばっかりで、今回知らせていただいたところだったんですけど、まず、1番お聞きしたかったのが、近隣市の状況も教えていただいて、8割がどうなのかこうなのかというのもありました。その業者間でしか、中でしか分からぬこともありますので、それを聞いての判断となるんですけども、他自治体でこのような問題が起つらないのに、何でこの霧島市だけはおつしやつたように、20年もずっとこのようになることになってるかの予測、予想ができればぜひ教えていただけたいなと思うところですけども。

○陳情者（前田和馬君）

この20年間、合併して20年間、我々も測友会も合併したんです。で、今先ほど、参考資料の中に当時21社あったんです。この中ではやはりどうしても21社の中では、行政がお願いしたこと、業務委託の中で、設計委託の中で、お願いしたことの100%答えてもらえなかつた企業さんもあつたりしたんです。当時はやはりどうしても、技術の大小というか技術の優越で、なかなか、思つたベースまでたどり着かずに、行政職員が苦労しましたとか、そういう経緯もあったこともあつたりして、どうしてもやっぱり地元は、技術力が低いよという見方、ある何社かだけを見て、技術力は低いよね。だから地元はちょっと厳しいよねという風潮がずっと脈々と受け継がれてきたような現状でございます。これは私も、平成17年に測量業登録はしたんですが、合併直前にですね、合併する前、半年間ぐらい、地元溝辺のほうでやってましたけど合併したときには、当時はやはり当時の古きよき時代というか、強い方々が多かつたんですよね。言葉の強い方々がですね。だから行政職員を怒つてしまつたりとか、自分のやり方に持つていこうつしたりとかいろいろとちょっとそういう時代もあったんです、当時の建設業と同じように。測量設計業のオーナーさ

んたちも厳しい方がいらっしゃって、行政職員こげんじやないといかんとかって言ってみたりしてちょっと毛嫌いされた部分も正直なところ、業者さんもあつたりしたんです。ただ、今現状この時代となって職員もみんなそういう職員ではなく、今も働き方改革だったり、やはり物価高騰による人件費の増大もしないといけないもんですから、そういうふうにして、やはり働き手、担い手が少ない中でどうやって担い手をつくっていこうとやって、職員をつくっていこうという今残ってる厳選された、今残ってる業者さんたちははつきり言って厳選されて残るべくして残ってきてるというような状況でございます。だからやはり古い頃の測友会のイメージというのが今この行政の中のちょっと中堅クラス以上の方々はやはり地元に対してちょっとでけんどねみたいな、ある一定の。でも、実際そこはよく見てないんですよね。一つ一つの業務、一つ一つ前田さんがどんなことをするんだろう、こういうことができるんだろうと、頼んでみたらどうなんだろう。エンジニアプランニングさんに頼んでみたらどうなんだろうというのを共有してないんですね。そのときそのとき、仕事をちょっと関わらせてもらったときに、そのときに何でいうんですかね、職員皆さんが共有してくれればいいんだけど、前田さんよかったですよ、エンジニアプランニングさんよくしてくれたよって、はつきり市外業者よりもたくさんいい成果品を出してくれたよということも多分あると思います。あるんですけどそれが共有されない、どうしても何か昔ながらの測量会社のしはやかましでみたいな、レッテルがずっと続いているような状況で、なかなかこの地元の評価というのを明確にしていただけないというか、我々も行政職員と昔は交流してた時代があるんですけど、今そういうのをしたらいけないというような雰囲気になってきてるので、なかなか交流がないんですよね、はつきり言って、職員さんとですね。交流がない中でやはり自分たちの技術力というのはまず指名をもらえてなくて受注できてないので、自分たちの技術力を見てもらう機会がないっていうところがあるので、そこをしっかりと受注して見ていければなと思ってこういう陳情にもなってるんです。

○委員（植山太介君）

最後に1点だけすいません。今のお話も踏まえ今までの話も踏まえて、陳情の4のところなんですけども、このような配慮をしてもらえたなら、霧島市に本社がある地元企業さんだけで8割ぐらいの仕事はできるぞと。それぐらいそういう思いであるということでおろしいですか。

○陳情者（前田和馬君）

はつきり言ってですね、8割以上というか、100%する自信はあります。この測友会ですね。なぜこの根拠があるかというと根拠がございます。大手のAクラスに受注して発注して下請に出すんですよ。一緒なんです。我々もできないことがあつたら、できるところに下請をお願いして、技術を盗みたいんです。じゃないと教えてくれないんです。下請を出して受注する今霧島市の建設業で、新しい技術で新しい業務で言えば、橋梁補修工事なんて出てきてるんです、ここ最近は。今からメンテナンス時代なんです。霧島市の業者で補修工事ができるところがないんですよ。実際経験したことないんですよ。でも、霧島市は地元業者に発注して、下請を使って勉強せいで、やってるんです建設業は。何で測量設計業はやってもらえないんだろうかという、そこにつきます。だから100%、ちょっと過度じゃないかなとか、皆さん言われるんですけど、Aクラスさん、大手さんができることは全てこのメンバーも、うちの測友会もできるところでございます。ただ経験したことはないのがやはり多々、多々というか、1か所か2か所あるかもしれない。それ何かといったら機械設計だったり、今でいう隼人の排水機場設計だったりとか、そんなのはやはり我々の経験せざる、土木じや経験せざるを得ないような業務でございます。そういうものに関してはやはり建築だったり機械設計だったり、そういう部分は、出していただいて全然構わないんですけど、土木に関する測量設計がやはりできないことって業界でいる以上、それはうちではできませんよなんて言えないんですよね。はつきり言って民間だと。民間だと特に。行政だからといって、それができるできないという判断はやはり、できる業者がたくさんあるから、ランクで分けるというなら分かるんですけど、本当に思いだけは強くて、それなりの技術力の向上を、このメンバー皆さん、苦労しながら、少な

い受注機会の中で、下請をしながら、奥歯をかみしめてずっとこの安い賃金で下請を、はつきり言えば、僕なんか変な話、溝辺の近所の仕事が発注されて受注できなくて、下請依頼がきたらすぐ断ります、はつきり言って。私の子どもが通学して通学路を発注されて設計委託が全然違うところに出て、それまでの陳情活動、それまでのPTAの陳情活動だったりとか、地域活動の中でいろいろ陳情してきて、自分も指名にも入らない。でも下請言ってくる。それは断るんですけど、やはり心情的に。でも、やはりそれに頼らないといけないところはあるんです。やはりどうしても。霧島市の業務で大きい発注されたら、うちのメンバーの誰かが下請に入る、ありがたいことではあるんですけどそれが。ただ、やはりその下請の価格と、やはり元請の価格というのがやっぱりそこに大分乖離があるもんですから、建設業みたいに公表されないもんですから、公表されたらダンピング価格の下請発注というのはできないんですけど、どうしても公表しないもんですからもう元請さんのさじ加減の外注費という形になってしまふんで、それはもうやはり到底この物価高騰の中で生きていけないので、今回こういう強い陳情をさせていただければなと思ったところでございます。

○委員（川窪幸治君）

私も皆さんに今言われてきるに地元業者の方に今皆さん頑張っていただきたいなと思っているところなんんですけど、少しちょっと確認をさせてください。先ほどからも、なかなか皆さんに質問されているところなので、確認はないんですけど、説明書きのところに、先ほどから、令和5年度が1.8割と、次が0.2割ということになって、補足資料も頂いてるんですけども、これ、以前の令和元年ぐらいからの指名率というか、そういうものがどのような感じなのかなというところをちょっとお聞きしたいんですけど。

○陳情者（前田和馬君）

この令和5年、6年は非常にはつきりと悪かった状況でございます。その前もですね、どうですかね。令和4年度は11.8%です。今手元にある資料ではそういう感じで令和4年は11.8%、大体1割から2割、受注率となっているところでございます。それで、5年ぐらい前から最低制限価格を設定したので、競争ということで、くじとかそういうのになってるんですけど、それより前はですね、最低制限価格もなくて、ダンピングが発生した時代がございます。もうその時なんかほとんど受注率はもう壊滅的なところでした。やはり大手業者じゃないとダンピングできないんですね。安い価格でできないんですね、自分たちで。だからそのときは受注率は低かったんですけど、今のところは受注率はそういうことです。指名はやはり大体半分行くか行かないか、多くて霧島エンジニアリングさんが半分行くか行かないか、でも7割ぐらいいって年はあったんですけど、ここ最近はずっと下がってきてる、指名率はですね。我々はもうずっと一緒に2割、3割の指名率ってずっと來るような状況ですね、お願いしたらそのとき何件かはですね、ばっと出るんです。何件か地元指名していただけるんですけど、そういうような感じでまた元に戻っていくっていうような現状でトータル的なことを言えばそんなに変わりはないのかなというところです。

○委員（川窪幸治君）

今この説明を受けたところなんんですけど、やはりここ5年から6年以前の問題はコロナとか、そういう問題もあったかと思うんですけども、1.8から0.2というこの大きな要因というか、そこが何かもし分かればちょっと説明を頂きたいと思います。

○陳情者（前田和馬君）

年々霧島市の公共投資予算も下がってきてる現状もございます。それとこの物価高騰と全体的な経済的な今、高騰になってきてるんですけど、国の歩掛、設計単価というのが急激に上がっててるんです。そしたら、1件当たりの発注価格というのが非常に大きくなっててるんです。それぞれがですね。なので、件数が減ってるんです。参加できる事業件数が、霧島市時代の事業件数が減って、コロナ前までは大体平均五、六百万円発注が大きい業務だったんですけど、霧島市の測量設計業務で。今やはり1,000万円超えて2,000万円以下ぐらいがおっきな業、1,000万円を超えてくる業務がほとんどになってしまって件数が減る。てことは、金額的な受注率というのがぐっと減るんで

すよね。そのうち1件でもとれればぼんと上がるんですけど、地元が1件でも取れば何千万という1,000万円というのはそれは、受注率というのはどんと上がるんですけど、去年はくじに外れたっていう経緯もあるんですけど、霧島エンジニアリングさんの45%という指名率の中でも、0件という形になってるんです。ただ、そのほかはですね、まず土俵に乗ってないので、1回か2回しか参加できてないという状況なので、指名ですね。少ないところで、4件、0件というところもありますけど、少ない業者さんに4件しか指名に入ってないっていうことは、件数がない中で、1件1件当たりの受注額もでかくなってるもんですから、どうしても、我々に回ってくる仕事というのは非常に、細かい仕事、100万円、200万円の仕事の指名の5件という形で100万円。何億の中で100万円とっても受注率上がらないような状況なので、こういうような2%というのになってるんですけども、昨年は本当にひどくて、エンジニアプランニングさんが1件、196万円。福建技術さんが1件、424万円、1年間の受注がこれだけ、地元はですね。これだけもう我々はもう全滅というような状況になってございますので、やはり指名の数が全然足りてないのか、受注率につながってるのかなというところでございます。

○委員（川窪幸治君）

非常に厳しいということはちょっと分かってきたんですけど、今言われるよう、金額的なところで、市の発注のほうが1,000万円とか2,000万円というような工事が凝縮というか、まとめて発注をされるのでちょっとなかなかできないというような話なんんですけどこれ、大変申し訳ないんですけど、今ここにいらっしゃる方たちの中で、1,000万円、2,000万円、具体的なちょっと数字が出てくるとちょっとあれかもしれませんけど、幾らぐらいまでが限界というか、幾らまでは参加できるのか、ちょっと私も勉強不足なもんですから、そこをちょっと教えていただければと思います。

○陳情者（前田和馬君）

ここにいらっしゃる方々は幾らまでっていうのがなかなか厳しいんですけど、幾らでもという答え方が一番正しいのか、先ほど言ったように設計というのはですよ、どうしてもやることは一緒なんんですけど、やはりそれが、量が増える、増えると大きくなるだけで。

○委員（川窪幸治君）

私の聞き方がちょっと悪かったようです。さっきもこここの何か3項目目にチャレンジ型というようなことも書いてあるので、そこを聞きたいわけではなくて、皆さんに参加できる、その金額の超えると少し厳しい、今参加できませんよっていうような、金額があれば。伝わって、今言っていることが、伝わってますかね。上限というか、今、入札をする上で、これ以上は私たちには来ないんだよねっていう、私たちはいけないんだよね、参加できないんだよねという金額があれば、ちょっとすいません申し訳ないんですけど。

○陳情者（前田和馬君）

参加できない金額というのは霧島市が別に定めてるわけじゃないので、1,000万円超える業務を指名を頂いたこともございます。今の現状も、うちの会員の中では1,000万円を超える業務も受注、指名を頂いている状況もございます。だから金額で今まで行つたことないっていうのはないんですけど、どうしても先ほど言ったように、民間資格、入れないということがたまにあります。例えば公表してないので霧島市が。今回どの資格で指名をしたのかとか公表していないので、何とも言えないんですけど、後から何で入らなかつたんだろうかと気になって聞きに行けば、こういう資格を持っている方がいなかつたからとか、いやそれは、法律上何もないだけで、技術者がたくさんいるところはやっぱりそんだけ、資格者も多く、うちらもとらないっていうわけじゃなくて努力はしているのですうちの会社も。ただ民間資格も年1回しかないので、12部門を集めるといつたら、毎年受けければ12個取れるんすけど、これは100人いれば1人1個ずつ受けさせれば、次の年には資格は十分確保できるんですけど、今度はそれを確保できないと、やはりお金を払って外部から雇い入れないといけないというような状況なので、お金で入らないことはないんですけど、資格で入らないことがあるようです。

○委員（川窪幸治君）

私は認識不足で失礼な質問だったと思いますけども、後なんですけども、先ほど阿多委員のほうからもありました入札の同額というようなこともあったんですけど1,000万円、2,000万円とその資格の中では入れる大きな事業がもしあった場合、皆さん参加ができるということになったら、皆さん参加されると思うんですけども、どこかが多分、何かの抽せんというようなことになっているので抽せんをされてどこかがとられた場合は、とられるところは1件だと思うんですよね。そしたら今ここにいられる同友会の中で、うちの下請をお願いしますとか、こちらにお願いしますとかいうようなまたそういうような協力というかそういうことも考えていらっしゃるというようなことですかね。

○陳情者（前田和馬君）

そのようなですね、おつきな業務っていうのがもしこの、我々の測友会のメンバーが誰か受注したら、外注に出さざるを得ない。どうしても量がある場合にはまずは測友会の中で、協力体制をとるというのは、それはもう今までこの測友会としてもそうなっておりまます。ただ測友会以外の市外業者に関してはもうその市外業者が受注したら気に入った業者さんが霧島市にいるんだったら、指名されて使われる、いないんだったら市外の方々が来られるというような状況でございます。地元が受注したらもう地元でやはりこなしていかないといけないと思ってるんでその協力体制は全然できてるで分離発注という部分もあったりしますが、もし分離発注ができなかつたらそういう体制を測友会でつくって、しっかり明確にしていかないといけないなと思っているところでございます。

○副委員長（久木田大和君）

皆さんからありましたので、1件、陳情の5項目目の地元業者発注に関わる実施方針の部分になるんですけども、この陳情事項の下のほうに書かれている鹿児島市だったり、ほかの市町村の指名の仕組みの部分と、あと先ほど民間資格の部分をこういったところが、ある程度明確になれば地元のほうに流れてくるというような認識で、ここら辺を定めてもらえるというような形でお考えなのかお伺いいたします。

○陳情者（中西修君）

今の指名に対するどういった資格とか要件ですね、これ今明確にはなっていない状況で、後から、こういうことじやなかつたかなというのを聞き取りしながらあとは臆測ですよね。こういう資格の方のみを指名したのではないかとか、そこを明確なものはない状況で、後からなぜ我々指名入れなかつたんだろうかというのを想像しているところなんですが、陳情の要望としては、この霧島市に本社を置いてる会社にはそういった縛りとか、資格要件、こういったものを除いた形での指名していただけないかなというのも要望の中に入っています。例えば、御存じと思いますけど、今鹿児島県内の測量設計業の受注というのは全てくじ引になっております。最低制限価格におけるくじ引ですね。県でいくと測量が82%、設計は81%ですね。そういった中で、単純に申しますと80%すると1,000万円の委託業務が800万円と。これでくじで受注すると。去年も2件しか市内業者は受注する機会がなかつたんですが、この2件というのは、霧島市内だけの指名があつたこそ、受注できる案件なんですね。ここに通常だと、ちょっと資格とかあるいは過去の実績があると鹿児島市内の方が4社、5社入ってきて、12社ぐらいの指名とかあると思うんですけども、先ほど前田さんのほうから下請に関する話もありましたが、原則我々は下請というのは認められていない業者なもんですから、暗に地元という形で測量をお願いできないかと来た場合には、もともとが8掛けでとりますので、もちろん仕事をそこから依頼されて受けるときはもっと低く、5割ぐらいになっているのが5割か4割ですね、そういった形での受注している状況ですので、非常に働き方改革で残業ができないとか、あるいは、従業員の賃金を上げたいとか、あるいは地元の雇用を、地元の高校生とか大学生を雇用したりとかいう形になると、やはりこれはもう元請が1番いいわけでありまして、そのためにも、今わかんないですよ、登録とか実績とか、資格で、指名を受けてるのかそこはちょ

っと明確なものはちょっと我々は、わかんないんですけども、そういった霧島市内に本社があるところに限っては、そういった資格要件とか実績要件、そういったものを除いて、受注する機会を与えて、チャンスを与えていただきたいというのが、陳情の内容となっております。たとえ指名したとしても、金額によっては、いやこれは地元業者だけはちょっと駄目だよと、あと、8社プラス2社、8社プラス4社必要だよというときに、鹿児島市内の方が市内に本社のある方が示されて、そして競争になった場合、これは、ある程度くじで負けたと思って諦めがつくんですね。ところが最初から土俵に乗らない、指名に入らないと、もうチャンスも与えられないということになりますので、せめてこの同じ土俵、チャンスを与える指名だけは、資格とか実績とか、そういったもの霧島市の本社にある会社だけは取り除いて、指名に入れていただきたいというのが想いあります。たとえ指名いただいても、受注するにはくじ引ということになっておりますのでこれはもうほぼ、くじ引です。そういった中で、少ないチャンスを得て、積算をしてですね、各社が1円単位まで積算をしております。その中で、80%とか81%とか82%の計算を出して今は入札に対応している状況であります。ですので、この我々市内の業者が潤ってくると、もちろん雇用も増えますし、納税する額もたくさんできるんじゃないかなと。そして、これ私の想いですよ。私の想いとしては、鹿児島に本社を移すのは鹿児島市の入札を受ける方なんですが、霧島市に移せば霧島市の入札をどんどん指名入るよねっていう形で、鹿児島に置いてる会社が、霧島市に本社を置くってこれもありかなと思って、やはりこの産業が潤うとかそういったものにも、結びつけばいいのかなという想いあります。ですので、やはり、そのためにはまず、霧島市に本社のある、もう長年やってる皆さん方ですので、こういったところが少しでも潤うためにも、まず入札に指名していただく。

そのためには、登録とか実績、資格とかいった縛りを外していただいて、地元業者優先という指名をしていただければというふうに思っております。令和6年度の地元業者受注で2社ほど上がりますけど、これも地元業者のみの指名だったからこそ、受注できる状況で、その他、くじ引になってて、なかなか受注する機会が難しい状況でありますので、指名さえ頂ければもう、ある程度皆さんは納得すると思うんですね。土俵に上がらないこと自体が納得できないところがあったりするもんですから、そういったところがこの陳情の中に含まれていることを申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（仮屋国治君）

今の御説明の中でもう一度確認したいんですが、県内のほとんどの指名競争入札がくじになっているという理解でよろしいのかどうか。それと、正当な競争入札に持っていく必要はないのかどうか、持っていくにはどうしたらいいのか。運を天任せのそういう指名制度でいいのかどうか、その辺はどのように思ってらっしゃるのかを教えてください。

○陳情者（中西修君）

私どもは県の測量設計業協会の理事も務めておりまして、毎回県の土木であるとか、農政部と意見交換やっておりますが、冒頭からもいつも上がるのが県の最低基準を上げてくださいと。そうしないと、我々はもうこの最低制限価格によるくじ引によるへの競争はもう、もう約10年近くなっていますので、これをも正当な、価格競争とか、もうちょっと、高い率の受注とか、目指したいところでありますけども、非常にこれはもう、無理な状況となっておりますので、せめて最低制限価格ですね、場合によってはもう最低制限なんか要らないで100%でどうかっていうのも意見もあるんですが、やはり国の会計法というのが何かあるみたいで、その中に、最低制限価格というのは設けられているみたいですね、これを最低制限価格によるくじの回避というのはなかなかもう、今後も難しい状況だというふうに思っております。その中で、いろんな打開策とかというのも練ってきた経緯もありますが、これもなかなかできない状況となっておりましても、最低制限のくじのやつは、しばらく続くというふうに思っていただければいいと思っております。

○委員長（竹下智行君）

ほかよかったですでしょうか。ないようですので、以上で陳情に対する質疑を終わります。説明者の

方は、ありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時35分」

「再開 午後11時40分」

○委員長（竹下智行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第8号、測量設計業務委託に係る地元業者への発注促進を求める陳情書について、執行部の説明を求める。

○総括工事監査監（園畠精一君）

陳情第8号「測量設計業務委託に係る地元業者への発注促進を求める陳情」について、測量設計業務委託に係る地元業者への発注状況について工事契約検査課長がご説明いたします。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

陳情第8号「測量設計業務委託に係る地元業者への発注促進を求める陳情」について、測量設計業務委託に係る地元業者への発注状況についてご説明いたします。はじめに、測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請いわゆる指名願いの業者登録件数について、ご説明いたします。令和7年度の登録件数は339件で、うち市内本社の企業数は15社、市内支店・営業所の企業数は32社、市外の数は292社となっています。なお、市内本社企業15社のうち、測量設計業務委託を希望する業者は9社となっております。次に、測量及び土木関係コンサルタントの設計業務の発注状況について、ご説明いたします。令和7年度の発注件数は本日現在で22件、うち市内本社が受注された件数は4件、受注率は約18.2%。令和6年度の発注件数は26件、うち市内本社が受注された件数は2件、受注率は約7.7%。令和5年度の発注件数は37件、うち市内本社が受注された件数は7件、受注率は約18.9%となっており、測量及び土木関係の設計業務の発注件数は、年々、減少しております。受注機会の確保につきましては、土木関係コンサルタント業務委託の指名においては、設定金額によって指名業者数を設定しており、この設定金額を令和7年4月から引上げ、市内本社の受注機会が増えるよう見直しを行い、業務内容の難易度を考慮のうえ、地元企業育成の観点から市内本社を優先的に指名するよう努めているところです。

○委員長（竹下智行君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

今それぞれ、説明を頂いたわけですけれど、この1番最後の課長がおっしゃった、令和7年度4月から設定金額を引き上げたということで説明を頂いているわけですが、金額では言えないので大体前回のパーセンテージを100としたときにどれぐらいの設定を上げたということになるわけですか、お示しいただけますか。

○総括工事監査監（園畠精一君）

今御質問の設定金額ですけれども、金額は言えないんですが、前回より170%近くの上昇になります。

○委員（前川原正人君）

そうすると、先ほど陳情者の方たちからもるる説明を頂いたわけですけれども、取る取らないは別として、受注があってそういうチャンスを頂きたいということが大きな目的といいますか、地元発注ということでおっしゃったわけですけれども、そこでお聞きをしたいのは、前回を100としたときに、170%ほど上がっていくんだということになると、そういう機会が増えるという理解でよろしいですか。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

今、委員のおっしゃるとおり、発注件数が減ってきているところなんですけれども、減ってる中でも、地元の企業の方が、指名に入れるチャンスを増やしたいというところから今回見直しをして

るところです。

○委員（前川原正人君）

私独自に入手した資料があるんですけど、令和7年4月時点で市内市外、全部、いわゆることの測量設計業務にかかる件数を見たときに、普通、業務の状況、支店であれば、ちゃんと看板があることとか、それからその写真があることとか、こういう内部規定的なものがあると思うんですが、そういうものに対しては、工事監査監のほうの業務として確認をされていらっしゃるんですか。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

今委員おっしゃられました指名願の件になるかと思うんですけども、一応市内支店に限って申し上げますと、市内支店に限ったことではないんですけども、事務所の中の写真、事務室の写真、それと看板、こちらのほうも指名願のときに一応申請書の添付書類として提出していただくようにしております。

○委員（前川原正人君）

建前はそうなんでしょうけど、これ独自に入手した資料ですけれども、これが令和7年4月の建設新聞、いろんな建設新聞などの資料に基づいた資料になってるんですけども、全体で、霧島市内に指名願及び発注がされたという前提のもとでの資料ですけれども、これを見てみると全部で、32業者が、指名願及び仕事を発注されたのをとっている。しかし、その中で、看板なしで13業者いらっしゃるんですね。ですから逆に言うと、これは以前O Bでいらっしゃった方たちが、測量設計会社の従業員として見えて、その中で、その人のおうちを事務所にして、そしてオフィスという形で捉えればそうなのかもしれませんけれども、そういうのも一つ、中にはあるのではないか。そういうところも全て把握を、写真提出をしなさいということで規定ではなってます。がしかし現実、踏査して、自分の足で歩いていって、その現場の確認というのをされてはいらっしゃるんですか。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

今市のO Bの方の事務所とかというお話が出ましたけれども、確かにそういう個人宅が営業所になってる企業もございます。そこにつきましても室内の写真をつけていただいたりとか、外のほうに入り口のところに看板を設置していただいて、それについての写真の提出はしていただいているところです。ただ、件数が結構多いものですから、現地踏査というのは、可能な限り、できるところ、できないところ、市内のまちなかであれば、検査の途中で、そこを通ったりとかしますので確認できるんですけども、中山間にも営業所がございます。そういうところに関しましては、やはり近くで検査があれば、途中、その確認をしたりとかということはできるんですけども、100%できるかというふうにと言われますとちょっと100%ではないところです。

○委員（前川原正人君）

私が言いたいのはO Bさんがいたから、そういうこと言ってるのではないですよ。それはもう経済行為なので、そこはそれでいいんですよ。要は問題は、霧島市外の人たちが、支社を持って、その一つの営業所として支社として位置づけるわけですよね。だから本来であれば、写真を添付してくださいよって。普通の施行前と施行後の写真とはまた若干違う性格の部分があるんですけども、やはりそういうところは改善が必要だと思いますが、やはり、今後の課題として、人数も少ない中の業務になりますけれども、そういうのも検討をされるべきではないんですか。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

今委員おっしゃられてます質問は、室内の写真についてだと思うんですけど、それにつきましてはもう現在、添付していただくことにしてるところなんですけれども、看板につきましても写真をつけていただいて、指名願のほうは提出をしていただいているところです。

○委員（前川原正人君）

それが、これは内規的な部分でもあるわけですけれども、問題は、霧島市内の業者さんが先ほども申し上げましたとおり、取る取らないは別としてそういうチャンスは与えていくんだという、そ

ういうスタンスで理解をしてよろしいですか。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

今、委員からお話がありましたように霧島市としても、市内の測量設計事務所に限って言いますと、今回の災害とかでも大変お世話になっているところでありがたく思っているところです。ですので、できるだけ受注の機会といいますか、指名の回数とかその辺につきましては、地元の企業でもございますので、なるべく、受注機会、企業の育成という観点からも考えているところです。

○総括工事監査監（園畠精一君）

補足という形なんですけども、今この陳情の内容としまして測量部門、土木コンサル部門だと思われます。測量部門につきましては用地の測量とか確定とかそういうので、市内9社のうち8社が指名願を出されております。道路につきましては土木部分でございますけど、そこは9社が全て出しております。そのほかにまた、上水道、工業用水とありますと、上水道については6社、橋梁関係につきましては、構造物及びコンクリートということで5社あるんですけども、これにつきましては、県の指名の要件を準用しておりますけれども、その中で、市のはうは緩和しておりますと、RCCM資格という、これも民間資格ですけれども、あとコンクリート診断士、県のはうはどちらも持っていないといけないというのがあるんですけども、市のはうはどちらかというのを条件にいたしております。それでこの市の業者を選定する場合にも、業種によって人数も違いますので、地元業者だけでいける場合、金額によって、それでまた支店が入らないといけない場合とか、そういうのが出てきております。

○委員（前川原正人君）

そうしますと確かに発注の大小とか特殊性だったり、様々違う部分があることも私も理解をしているつもりです。陳情者の皆さん方は、要はこの陳情書の5番目にございますが、指名基準を明確にしてほしいと。例えば工事部門の場合だとこうですよと、建築だとこうですよというのが一つの基準を持ってるわけですね。ですから今回の陳情者さんたちがおっしゃる指名基準というのは設定というのは可能なんですか。

○総括工事監査監（園畠精一君）

指名基準と言われても、業務の中でも、全然、道路につきましても交差点協議が入ってきたり、いろんなのが入ってきたりしておりますので、そのときはまた、資格者を重視する場合がございます。本年度に発注してある場合は地元の9社を全て入れた案件もありますし、2,000万円を超える場合はちょっと、会社の人数も違うということで3社だけ入れたというのがあります。案件によって、また、指名基準というのも、考えなければいけないというのを考えておりますけども、今はまだつくっていないところでございます。

○委員（前川原正人君）

建設業とかの例にとると、霧島市の場合は鹿児島県の入札を所管する工事監査監室みたいなのがあるんですけど、そこはちゃんと明確にこうだと全て決めてるわけですね、実際のところ。でも霧島市の場合には、県の基準に基づいたことがそのまま一つの指標として用いて、霧島市独自のこの基準というのは持っていないっていうのが私の情報です。だから本来であれば、霧島市という一つの自治体の枠で裁量権があるわけなので、自治体がしっかりとそこは基準というのを定めて、明確にということも、なかなか四角四面にいかないところもあるんですけども、そういうのというのは今後の検討課題ということで理解をしてよろしいわけですか。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

今、委員のほうからも御意見がありましたように、総括のほうからも説明があったところですけれども、設計の内容とか設計の期間とか、業務の難易度、それによって、1件1件違うのが実情でございます。その中で地元企業の育成という観点から、できるだけ市内本店の方々を優先的に指名するように努めているところではあるんですけども、今委員のほうからも御意見があったような、検討課題の一つではあろうかと思っております。

○委員（竹下智行君）

ただいま、12時になりました。質疑のほうはまだありますよね。ここで一旦休憩して、13時から再開ということでよろしかったでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、ここで一旦休憩いたします。

「休憩 午後0時1分」

「再開 午後0時57分」

○委員（竹下智行君）

休憩前に引き続き会議を再開します。質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

陳情書に近隣市町の指名の条件といいましょうか、そういうところが陳情書の中で紹介されてるんですけども、それぞれ原則、市内本社のみとか、そういう記載もあるところですが、当局としてはどうお考えですか。私も入札結果等をちょっと閲覧をしたんですが、かなりこの鹿児島市内ににある業者等が、各市町見れるんですけども、この原則市内本社のみという部分について御見解があれば教えてください。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

陳情書の中で、他市の状況につきまして記述がございまして、こちらのほうでも、一応調べて、可能な限り調べてみました。令和7年度になりますけれども、鹿児島市を除きまして、薩摩川内市ですが、令和7年8月29日現在になります。令和7年度は25件発注されて、市内出身業者かどうかは、こちらのほうでも不明だったんですけども、本社のみの指名は1件もございませんでした。市内本社及び市外業者の指名が15件、残り10件は市外業者のみの指名でした。続きまして、鹿屋市です。同じく令和7年8月29日現在のデータです。令和7年度は5件発注されておりまして、市内本社のみの指名は1件もございませんでした。市内本社及び市内支店の指名が5件となっております。続きまして伊佐市です。こちらのデータは同じく令和7年8月29日現在です。令和7年度は2件発注されておりまして、2件とも市外業者のみ指名していらっしゃいます。伊佐市につきましては令和6年度もデータがちょっと調べられました。令和6年度は3件ございまして、3件全てが市外業者を指名していらっしゃいました。続きまして湧水町です。こちらのデータも同じく令和7年8月29日現在となっております。令和7年度は7件発注し、うち6件は、町内本社及び郡内業者のほか、郡外業者を指名していらっしゃいました。残り1件は町外業者のみの指名となっていました。続きまして、日置市です。こちらのデータも同じく令和7年8月29日現在となっております。令和7年度は11件発注していらっしゃいました。うち2件は市内本社のみ指名してございます。残り9件は市外業者のみの指名となっていました。続きまして、さつま町です。データは同じく令和7年8月29日現在となっております。7件発注されていらっしゃいまして、町内出身業者及び災害協力実績業者かどうかは不明でした。7件全てにおいて、町内業者は指名されておりませんでした。町内支店、営業所、町外業者のみの指名となっていました。

○委員（阿多己清君）

ありがとうございました。そういう状況にあるようです。この陳情は、当然市内で今営まれているところを優先して指名をしてほしいというのが、まず、第一だと思います。今そういう御努力をされていることは先ほどの答弁で分かったんですが、この要望事項の中に民間資格で限定しない、そういう発注の仕方、指名をしてほしいということなんですが、ここの部分はどういう、例を示していただければ、ありがたいんですけども、あくまでもこれをしないといけないのか。そういう民間資格を持ってないと指名をしないということなのか、もうここを取っ払うとか、そういうお考えなのか、そこらの部分をちょっとお聞かせください。

○総括工事監査監（園畠精一君）

御質問の件ですけれども、民間資格、先ほどちょっと例を出したんですけども、橋梁の点検、あと橋梁設計などはもう非常に高度な技術が必要とされておりまして、県なども資格者を入れるようにしております。その中でうちのところでは鋼構造物及びコンクリートというので、指名が5社出てるんですけども、その中でも橋梁につきましては、やはり資格者が、民間資格のRCCMというのと、あとコンクリート診断士が必要ということで、うちのところでは、そのうちのどちらかがいればできるということでやってるんですが、今市内の中では2社しか該当しておりません。それで、業者に言わせればできるという話なんですけれども、実際高度な橋梁は経験がないといけないということがありますので、2社だけの選定になっております。あとまた交差点協議とかそういうのも、いろいろまた資格がありますので、そういう困難な高度な技術が必要なのは、そういう条件をつけて指名を選定しているところでございます。

○委員（阿多己清君）

毎回の入札指名をする際には、この部分が確実に入るんですか。それともこの部分がなくて、一般的な測量設計等の入札がなされているというのではないですか。全てにおいてこの民間資格というのは、入札される際あるものなのか。

○総括工事監査監（園畠精一君）

道路関係の今年発注した案件がありますけども、そこはもう9社、これ資格ということではなくて、市内でもできるということで、1,000万円を超える委託だったんですけど、9社全部入れた案件がございます。指名委員会のたびに、各発注課が案を持ってきているんですけども、それについてみんなで協議して、必要か必要じゃないかというのも、みんなで考えて選定してるのでございます。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

一般的なところでお話をしますと、公共事業に関しまして、設計をした後に工事発注になっていくわけですけれども、道路、橋梁、土木、工作物いろいろございます。やはり専門的な知見のもとで設計をしていただかないと、その後の今度は工事に入ったときにもまた支障が出てきたりします。工事でまた支障が出てきますとまた、余計な工事の設計変更であったりと、そういうものにつながっていったり、安全性がどうかとか、いろいろとやはり問題が生じてくる可能性があるものですから、ある程度の専門的知見を持っているというところは大事になってくるかと思っております。

○委員（仮屋国治君）

関連で陳情者、建設コンサルタント業資格というのをえらく気になさっておったんですけども、これがないと指名できない業務というのはあるんですか。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

今御質問にありました建設コンサルタント業務の中身につきまして、若干御説明いたします。建設コンサルタント業務の中に21種類業種がございます。かいつまんで御説明いたしますと、河川砂防及び護岸とか、港湾及び空港、あと、道路、そのほかに、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、あと土木関連でいいますと、鋼構造及びコンクリートといったような業種が21種類に分かれている状態です。

○委員（仮屋国治君）

陳情者の言うのは登録の有無にかかわらず、コンサルタントの営業は自由に行うことができるというふうになってるんだというところはどのように捉えてらっしゃいます。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

陳情者の方がおっしゃることも、一理あろうかと思います。それは手続上のお話のことだと思います。しかし、公共工事、公共施設を整備する上で、やはり安全性とか、どうしても、こちらといたしまして、危ないものを築造するわけにもまいりませんので、やはりそこら辺を担保する上で、そういう資格というのは、どうしても必要になってこようかと思っているところです。

○委員（仮屋国治君）

先ほど来、陳情事項の2項目についての質疑をさせていただいているわけですが、ほかの1項目から6項目までの当局の見解を簡単に教えてもらえないですか。もう既にやっているとか、これは無理とか、これはできるとか、検討中であるとか、その辺のところは分かりましたらお知らせください。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

陳情事項の1番目につきまして、受注機会をつくることという御要望だと思っております。これにつきましては午前中も若干御説明させていただきましたけれども、設定金額を設けておりまして、令和7年度からではございますが、この金額を引き上げて地元の業者の方が指名に入りやすいように引上げてきたところです。続きまして2番目の、民間資格での限定しない発注、これにつきましては、先ほど来、御説明していますように、公共施設でございますので、ある程度の資格によって、その安全性とか担保せざるを得ないというふうに判断しているところです。続きまして、3項目目の、実績の有無を問わずとという内容についてでございますが、設計業務委託を発注する上で、実績の有無を問うということは、設計段階において先ほどとちょっとなめるところではございますけれども、専門的知見を有するかどうかというものに対しての判断の客観的に判断できる一つの有効な手法と考えているところです。続きまして業務の分離分割による、中小企業、地元市内本社への配慮した発注という御要望ですけれども、これにつきましては、例えば、道路改良で申し上げた場合、路線延長が何kmにもなる場合には、分離、分割といったような発注も、考えられると思うんですけれども、近年発注の件数も少なくなっている上に、ちょっとこういう大きい案件が今のところないのが実情でございます。土木関係のコンサル業務委託の指名につきましては、発注件数が少なくなってきてることもありましたので、設定金額を引き上げて地元の方々が指名により多く入るよう違う形で配慮しているところです。続きまして指名基準を明確にと、というお話でございますが、これにつきましては、今のところ設計金額、規模、難易度などを考慮して、測量設計業務などの業務委託は、指名競争で発注しているところです。設計業務を発注する物件ごとに状況が違います。設計する内容も一様ではなく、設計に要する期間や業務の難易度も異なってくることから、現在のところ、指名基準を明確にすることは、難しいのかなというふうに思っているところです。ただ、設計内容、設計の期間、業務の難易度を考慮しつつ、地元企業育成の観点から、できるだけ市内の本店を優先的に指名するように、現在のところ努めているところです。続きまして準市外の実態調査、先ほど午前中にもありましたように、看板をついているのか、事務所の形態はどうなのかといった御質問があったかと思いますけれども、入札参加資格審査申請いわゆる指名願、2年に1回申請をしていただくことになっておりますが、この申請時点において看板の写真及びその執務室内の写真を添付して申請していただく形をとっているところです。

○総括工事監査監（園畠精一君）

今陳情事項の1番で、受注機会をつくることあるんですけれども、その中でまた、補足としまして、市内の本店が入る場合は、去年が10社を超えて14社とかそういう発注が多かったもんですから、先ほどから出てるんですけども最低制限価格で抽選という結果がもうほとんどでございます。できるだけ受注回数は、受注のチャンスを与えるということで、指名選定を市内が入れば極力少なめの8社というのを、基本に考えてやっています。

○委員（植山太介君）

ちょっと確認をさせてください。事業者さんと話したときと今近隣市町村等、今の執行部の説明と少しこう乖離があるようで、理解がちょっと追いついてないところなんですけども。今陳情事項の1から6を今どういう状況かという例を挙げていただいたと思うんですけど、この近隣市もこのようない大体なのか把握できてる範囲で結構です。例えば二、三、民間資格は本当実際は必要ではないけど、必要なほうがいいということで、市は取り組まれてるというのは理解できるんですけど、他市もそのような状況なのか例えば特段霧島市が厳しいとか霧島市でのそういう条件が狭まるような仕組みであるとか、そこら辺のちょっと比較、そこら辺ちょっと説明していただけたらと思うんですけども、分かればですね。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

陳情事項の2番目の民間資格に関する御質問なんですが、他市の状況につきましては、ちょっとうちのほうでは把握できていないところです。

○委員（植山太介君）

口述書に業務内容の難易度を考慮するとして判断してること記載があるんですけども、今のお話を聞いて霧島市の中で、担当課で考えてここだったら受けられるだろう、このぐらいだろうっていうことを考慮されてるという認識でいいんでしょうか。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

今、委員おっしゃりますように、担当課のほうで、その設計の業務の難易度というものを判断しまして、一応、こういうレベルだったらできるだろうということで、市内を入れていただいたらしてあるところです。

○委員（植山太介君）

あと、陳情事項の5なんですが指名基準を明確にしてほしいと、今ちょっといろいろなケースバイケースで違うからそれはなかなか難しいということだったんですけども、例えばこの気にされているこの民間資格、この資格でないと受け入れませんよというそれぐらいは明記するとか、何かそこら辺の妥協案といいますか、それぐらいのことは可能なのかどうなのかちょっと説明していただきたいと思います。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

民間資格につきましてですけれども、午前中に、似たような御質問の中で県の基準というものを参考にしたということで御意見いただいているところなんですが、その中身のほう見ていきましたら、県のほうにつきましても、RCCM、鋼構造及びコンクリートのRCCMという資格を有する橋梁ですね、求めたりしているようです。これ条件が橋の長さが50m以上であった場合とかという条件にはなっているんですけども、今、県のほうしかちょっと今手元に資料としてはないんですけども、この辺を参考に検討をしていけるのかなというふうに思っているところです。

○委員（植山太介君）

午前中のは私も聞いてたんですけど、それみたいなことで、市が発注する際も、ここの基準としてこういう資格の人じゃないと、もう最初からとてないんですよとか、こういう資格の人でないと受けられませんよというそういうことぐらいは書けるように検討していくということでよろしいですか。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

うちのほうで条件を示すわけではないものですから、発注課のほうが、そこら辺発注する、下水道は下水道の中身がございますし、土木は土木、橋梁は橋梁というような形で発注されておりますので、それが盛り込めるものなのかどうかというのは、発注課と協議をしていかないといけないというふうに思っております。ただ一つの例としまして、県自体はこういうような先ほど申し上げたような資格を明示されていらっしゃるとかしているので、そこが可能なのか今後発注課のほうとの協議をしていかないとちょっと、こちらのほうでできますできません、ちょっとこの場では申し上げられないところです。

○委員（川窪幸治君）

ちょっと確認をさせていただきたいんですけど、今植山委員からもちょっとあったところだと思うんですけど、橋梁に関してもだと思うんですけども、特にだと思うんですけど、市外の業者がとられて、地元の業者さんが下請みたいな感じで入られるというようなこともあるとは思うんですけども、そういった場合に、それを実績と経験というようなところで見られるのか、地元企業の育成というようなところではどのようなことを思っていらっしゃいますか。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

今、他の発注の下請業務ということで、そういう実績で見れるかという御質問かと思うんですけど

れども、基本的に測量業務が下請けができないというふうになっているようですので、まず、下請で、そういう仕事はないのかなというふうに思っております。ですので、一般の工事の中身を申し上げますと、民間の開発許可業務であったりとか、ミニ開発、都市計画課のほうがやってますけれども、そういう測量業務であったりとか、土木構造物の設計であったりというようなものがあろうかと思っております。その辺が、実績として上げていただくのは可能ではないかなというふうに考えております。

○委員（川窪幸治君）

先ほど陳情者のほうからもそのような下請というようなことはちょっとできないようなことを言われておったんですけども、やはり、今のままでいけば、大きな仕事があってもその資格があるないで、結局、市内の業者が仕事を発注することをというか、受けることができないというようなことになるんですけど、そういうような認識でいいということですか。

○総括工事監査監（園畠精一君）

橋梁の例を先ほどから言っておるんですが、一つの業者で、何年か前だったと思うんですけども、そういう資格者がいないということで、資格を持ってる方をまた新たに雇って、それからもうずっと毎年、参加されて今、すごいは受注をしている会社もございます。そのような対応をしていただければと考えております。

○委員（阿多己清君）

実績を積むという意味では、大きな事業の中にやはり勉強をしてもらうという機会は必要かなと私も思ってるんですけども、先ほどこのコンサル業務は下請ができないというような説明ですけどもなぜできないんですか。こういう何か縛りがあるものが何かあるんですか。工事関係、土木・建築こういうのは下請等が認められて、やはりそこで勉強して体験をして、大きくなっていく業者等もあるんですが、このコンサルに関しては、それができないというのはどっかで縛りがあるのか。もし分かってたら教えてください。

○総括工事監査監（園畠精一君）

明確な回答になるか分かりませんけども、うちの業務委託の約款の中でも、業務一括下請はもうもちろん駄目なんですけれども、主たる業種、この業種ならできるということで指名選定をしておりますので、そういう主たる業種を下請には出していけないということになっております。ただ、主ではない業種だったら、下請け出しても大丈夫なんですけども、そういう業種で下積みを積んでいただければという考え方でおります。

○委員（阿多己清君）

約款で決められている部分でできないということなんですが、そういうところをやはり業者育成という意味で改善するお考えはありますか。すぐには無理かもしれませんけども、やはり、今の少人数でやられてるところはそういう経験がないとまた先にいけない思いがあって、今回の陳情になっているかと思うんですけども、やはり地元業者の育成という意味で、そこらについてはどうお考えですか。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

今委員から御質問ありました、下請けに関してですけれども、やはり先ほど総括のほうから御説明させていただきましたように、発注する中で、測量業務であれば、主になる業務というのが測量になるわけですけれども、それと、測量と作図ですね、それと積算といったような、細かく業務内容を分けていくとすると、多分、大きくは三つぐらいに分かれてくると思います。ですので、そういう一部のところを下請けで仕事をしていただく、その実績を重ねていくっていうところになろうかと思います。でないと、やはり発注する側といたしましても、やはり主の業務というのは、一番肝になる部分でございます。先ほども申し上げましたように、工事発注、その中で、その主たる業務が成果として今度は形になっていくところになってくるわけで、やはり主たる業務というのは、やはり、元請で受注していたところが責任を持って、最初から最後まで業務を履行してい

ただくというのが大切になろうかと思います。ですので、先ほどからちょっと同じ繰り返しになりますけれども、主の業務でない部分というですね、その部分でした上で、実績を重ねていただいて、それを、実際、実績としてこの業務委託のこの部分で下請で実務を行いましたというような経歴書みたいなものが、やはり実績として目に見えるような整理をしていただけるのがベストではないかと思っております。

○副委員長（久木田大和君）

1点確認なんですが、先ほど、陳情者のほうからお伺いしたときには、下請でやった工事などが、自分たちの実績として反映することが難しいというような話なので、実績として積み上げられないため、入札のほうに参加は難しいんだというような話もあったんですけど、その点についてはどのような見解をお持ちかお示しいただけますか。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

その下請けとしての実績を出せないというお話があったということなんですけれども、想像でしかないんですけれども、その御意見に関しましては、元請と下請との関係性が出てくるのかと思います。元請けのほうが、下請けに出していない状態をしたかったのか、下請けとして発注者側のほうに報告をされていないために、下請け実績として、公にほかのところでできないのか、ちょっとそこは定かではないんですけども、基本的には先ほど申し上げましたように、業務の一部をされているのであれば、実績として上げていただくのは、全然発注者側としての問題はないところです。逆にそういう情報が今のところないですので、出していただくほうが、より発注する業務内容によっては指名に入れる検討材料にもなってこようかと思うんですけども。すいません、午前中の陳情者の方の発言内容の詳しいところは分かりませんので、これ以上申し上げることができません。

○委員（鈴木てるみ君）

この答弁書の最後の2行なんですけれども、地元企業育成の観点から市内本社を優先的に指名するように努めているところとありますけれども、陳情者の方も声を上げたときには、指名で何件からもうけど、だんだん減っていって、風化してしまうというふうにおっしゃってたんですけども、今回このように明確にはおっしゃってるんですけども、何か庁舎内でルールづくりとかされてるのかなっていうのをお尋ねします。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

地元企業育成の観点から、市内本社を優先的に示せるように努めているという文言ですけれども、先ほども総括のほうも答弁させていただきましたように、指名委員会が毎週水曜日、発注する物件に関して指名委員会を開きまして、指名業者が妥当であるかどうか、そこら辺のはかってやってるところですけれども、今年度もだったんですけども、ちょっとはつきりと申し上げられないんですけども、地元企業を優先するような形で指名数が増えたりとか、そういう委員会の中でですけれども修正といいますか意見があつたりとかはしております。ですので、指名委員会に限ってではないんですけども、発注担当課のほうにつきましても、そこについて地元の優先的な指名というのは浸透しているのではないかというふうに思っているところです。

○委員（鈴木てるみ君）

ルールはないけれども、検討委員会の皆さん方は皆さんそういう認識を持ってらっしゃって取り組んでいらっしゃるということですね。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

委員おっしゃるとおりでございまして、付け加えて申し上げますと、やはり定期異動で指名委員の方々も異動があつたりとかしてメンバーが変わります。年度始めの1回目の指名委員会に関しましては、一応、こういうルールのもとで、指名の御意見を頂くようにということで、第1回目の指名委員会に関しましては、委員の皆様方に指名委員会とはこういうものですというような御説明をさせていただいているところです。

○委員（鈴木てるみ君）

であれば、そういうふうに自分たちもなるべく指名業者さんに受注をとっていただくようにという思いがあるということを、どつかでやはり伝わらないといけないのではないかなどというふうにお話を聴いてたところです。今日、陳情者の方々にも市のそういうスタンスというのをやはり伝えるべきではないかなというのを感じましたので、そのように取り組んでいただければそのような御不満も起こらないのではないかと思ったところです。

○総括工事監査監（園畠精一君）

口述書でもあったんですが、令和7年度にそういう府内の運用をしているところで、まだ年度途中でございますので、年度終わりになってくればまた、本年度変わったなというのも分かってくると考えております。

○委員長（竹下智行君）

ほかになかったでしょうか。委員の皆様からないようですので、ここでお諮りします。委員外議員から発言の申出がありましたので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

○委員外議員（野村和人君）

皆さん御理解いただきましてありがとうございます。それでは、2番と5番について確認させていただきたいと思います。2番の民間資格について限定しないというようなお話をありました。先ほど、皆さんからも御質問あった上で執行部のほうから御説明いただいた例としましては、交差点の話や橋梁について、資格についてお話をございました。入札の機会ってほとんど数年何回かぐらいしかないと思うんですけども、との大多数は土木や道路の測量設計だと思うんですけども、こちらについては、民間資格制限するものがあるのかないのか確認をさせてください。

○総括工事監査監（園畠精一君）

もう一度お願いしたいんですけども、今からが道路が増えてくるのかな。

○委員外議員（野村和人君）

これまでも含めて年間通して、交差点、橋梁の入札物件というのは、そこまでたくさんはないだろうというふうに思っておりますが、その他、土木、また道路の測量設計というものは、年間通しても、ある程度あるものと感じていますが、橋梁以外についてはどうですかということの確認でした。

○総括工事監査監（園畠精一君）

回答になってるか分かりませんけども今、霧島市経営健全化計画の中で、大分建設業は減ってきておりまして、道路の新設とか維持工事なども大分減ってきておりまして、今、老朽化の進んでいる施設の更新事業、長寿命化関係が増えてきております。その中で道路関係は反対に減っていて、橋梁のほうは、毎年増えていっているような状況でございます。あと、上水道の管の布設替え、そういう、関係が増えてきておりまして、そちらのほうは、市内の6社が該当しております、指名選定しているところでございます。

○委員外議員（野村和人君）

すいません、質問の趣旨がそっちの量の話は別に追及するところではなくてですね、現実、今までも土木、道路関係で、民間資格が必要なものがあるのかということが質問の趣旨でした。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

今委員の御質問の民間資格の種類でよろしいですかね。先ほどちょっと別のところで御説明いたしましたように、建設コンサルタント業務21業種の中でもちょっと御説明いたしましたけれども、霧島市が発注する中での橋梁、測量が該当しそうな業種といたしましては、道路とかいう業種がございます。そのほかに河川、砂防及びこちらの関係ですけど、海岸とかという業種のひとつくりがございます。それ以外に、耕地関係のほうで、農業土木、森林土木というような内容のものもございますけれども、実際に今、ほぼほぼ農業土木とかというよりも測量業務という形で発注のほうはなっていると思っております。耕地関係に関しましてもです。

○委員外議員（野村和人君）

その資格等で入札参加に対して制限をかけているかどうかということの確認で、そこに対して、ちょっと不安視を持ってらっしゃるのが陳情者なのかなというふうに思っておりますので、そこに制限かけてるかどうか、また、5番目のところで、指名基準を明確にするということで先ほど植山委員からもありましたけども、事前に公表することは難しいにしてもですね、今後、地元業者の方々がその資格をそれぞれ取っていただくような、促すためにも、このような資格を持って今回制限したとか、そういった事後公表でもしていくべきではないかなと思いますが、その辺について御見解をお願いします。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

今委員のほうから貴重な御意見ありがとうございました。陳情者の方が不安に思われてる、なぜ指名に入らなかったのかというような疑問に思われるようなことに関しては、少しでもその疑問を払拭できるような形で検討していかなければというふうに考えております。どういう形でお示しできるのか、改善できるのか、今、陳情いただいたところですし、県のほうも先ほどちょっと御説明しましたように、RCCMとかそういうのを条件に、橋梁に関してはですね、条件にしていたりとかしておりますので、その辺も、必要な資格だと思うんですけれども、県のほうにも御意見をお伺いしたりとかした上でどういう形で、事後公表なのか、事前に条件を付して発注するのか。先ほどとちょっと繰り返しの回答になりますけれどもちょっと発注課がうちではないものですから、発注課のほうとも、どういう形でやれるのかやれないのかを含めまして、ちょっと今後検討したいというふうに思っております。

○委員（植山太介君）

ちょっと確認というか、分かつたら教えてほしいんですけど、他の市町村の民間資格の件、本市が厳しいとか厳しいとかがちょっと他が分からないから分からないとこだったんですけども、この受注率とか発注率とか、今回教えていただいたんですけど、ここに関して地元企業を使ってる使ってないでいうと他の似たような自治体としてその多いのか少ないのかそこら辺というのは分かるもんですか。そこも分からないですか。ちょっと分かれば教えてほしいんですけど。

○工事契約検査課長（鶴ヶ野浩二君）

多い少ないというのは、発注件数がということによろしいですか。

○委員（植山太介君）

この受注のパーセンテージが、他の自治体もこの程度のものなのかがちょっと知りたいなと思って、本市だけが極端に少ないというイメージを持たれてて、だけどそちらのさっきの回答見たら他自治体も少ないんだぞという、そのさっきも言ったんですけどちょっとそこで頭がごちゃごちゃになって、執行部とこの業者さんの数字というか、実績の数値が余りにもかけ離れているもので、この説明として、他自治体ではもうこれぐらい少ないんですよとかという、そこをちょっとし分かれば教えてほしいということでした。

○委員（植山太介君）

一つずつ申し上げていきます。薩摩川内市が、薩摩川内市の本社の企業の受注率ですけれども、落札率12%ですね。次が鹿屋市です。これは令和7年度で申し上げます。鹿屋市が1社で20%です。伊佐市はこれは伊佐市の企業は落札されておりません。湧水町です。2社落札されて約28.6%といったところです。日置市です。令和7年度2社落札の18.2%です。さつま町は当該市町の本社企業の落札はございません。ですので先ほども申し上げましたように、ほかの市とさほど変わりはない状況ではないかと思っているところです。

○委員長（竹下智行君）

ほかになかったでしょうか。ないようなのでこれで、陳情第8号の執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後1時51分」

- △ 議案58号 霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び
- △ 議案59号 霧島市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

○委員長（竹下智行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第58号、霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び議案第59号、霧島市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（石神幸裕君）

議案第58号「霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」及び議案第59号「霧島市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について」は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認の措置等が義務付けられたことから、本条例について、所要の改正をしようとするものです。議案第59号「霧島市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取得形態の多様化に対応するため、関係条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、引き続き、総務課長が説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○総務課長（宮田久志君）

まず、議案第58号「霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。今回の条例改正の内容については、妊娠又は出産等について申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報提供、意向確認、配慮を行うよう任命権者に義務づけるものになります。新旧対照表で説明します。1～2ページをご覧ください。「妊娠、出産等についての申し出をした職員等に対する意向確認等」に関する条項を、第18条の2として新たに新設しています。同条第1項については、妊娠、出産等をしたことで、霧島市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の措置を講ずるにあたって、任命権者に対し、制度又は措置の周知、意向の確認等の措置を義務付けることについて新設するものです。同条第2項については、前項と同様の措置の義務付けを3歳に満たない子を養育する職員に対しても任命権者に対し、義務付けることについて新設するものです。その他の条の改正については、新設する条の挿入による条ずれ等に伴う改正となります。次に、議案第59号「霧島市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について」ご説明いたします。今回の条例改正の内容については、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするために、部分休業制度において、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき10日間以内の範囲内の形態を新たに設けることとし、その承認に係る条件等を定めるものになります。新旧対照表で説明します。2～4ページをご覧ください。第1条における、「霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正」では、法改正に伴う条項の改正、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に係る部分休業を「第1号部分休業」と改正するとともに、取得時間帯の「勤務時間の初め又は終わり」に限る取扱いを廃止しています。また、新たに新設された1年につき10日間以内の範囲内の形態に係る部分休業を「第2号部分休業」として新設するとともに、承認に係る条件等を、第20条の2から第20条の5として規定するものです。新旧対照表の5ページをご覧ください。第2条における「霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」及び第3条における「霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」については、第1条による霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正により、第2号部分休業が新設されたことに伴う、関係規定の改正となります。

改正条例の附則については、議案で説明します。議案の5ページをご覧ください。改正附則第1項は、地方公務員の育児休業等に関する法律の施行日が10月1日であることから、同日から適用するよう規定するものです。改正附則第2項については、第2号部分休業の上限日数について、経過措置として、本年度については、半年分として読み替えを規定するものです。改正附則第3項については、改正後の部分休業の請求を10月1日から適用することについて規定するものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（竹下智行君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。まず、議案第58号について質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

二、三お聞きをしておきたいと思います。まず、58号の議案のほうからですけれども、今回の条例改正で、市職員の労働条件といいますか、勤務時間、休暇等に関する部分が改善をされるというふうに理解をするわけですけれども、今回のこの条例改定による会計年度任用職員の場合は、この条例で対応ということでよろしいんですか。

○総務課主幹（西村賢三君）

今回の条例改定につきましては、霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の中で、こういった妊娠出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の義務という部分の措置を挿入していることになります。一応会計年度任用職員につきましては、また別途、規則のほうでこういった勤務時間、休暇等に関する部分については規定をしていることになりますので、会計年度任用職員も今回の条例改定につきましては影響する部分もあるかと思います。その辺につきましては、規則のほうで、改正を行って規定をしていくということになります。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は、今回の改定で任命権者は3歳に満たない子を養育する職員ということで年齢を制限というか規定をしてるわけですね。これが霧島市の正規職員で見た場合に、どの程度の該当者になるのかということがお示しいただけますか。

○総務課主幹（西村賢三君）

令和7年9月1日現在で、今育児休業を取得している職員が会計年度任用職員を含めて15名います。なので、こういった方々が子どもさんももちろん年齢もあるんですけど、年間やはり、10名前後ぐらいの方にはこういった周知はしていくことになろうかなとは思っているところです。

○委員（前川原正人君）

それと次の2ページの中で、18条の2のこの2ページ目の3ですね。任命権者は第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないと。これを必ず与えなさいよということでの理解なんですけれども、例えば休暇を与えられない場合をどのように考えていらっしゃいますか。与えられない想定ですね。当然配慮しなければならないですので、どうしても業務上の都合によって、いやもう駄目だよっていうことだってあり得る話なわけですよ。だからそういうのを一つの例として見たときに、配慮しなければならないけど休暇を与えられない場合をどのようにときを想定していらっしゃいますか。

○総務課主幹（西村賢三君）

一応今回の条例改定につきましては、法律の改正に基づくものが大きいところではありますので国のはうも、国家公務員のはうも地方公務員と同様な内容の改正がなされている中で、一応制度の趣旨というのを読み解いていきますと、前川原委員の言われた、何といいますか、取れないことの想定ではなくて、やはり結果的に今回この18条の2、1項2項の(1)、(2)、(3)ということで、結局、これらの周知をやはり事前にしていくこと、あとは当該職員がどういった意向を持っているかということを、また子どもの体の状態であったり、育児に関する職員の家庭の状態とか、そういうことに関して、また発生することが予想される両立の支障となる部分を事前にやはり職場の中で、

所属長とお話をしていくということになるかと思います。その中で、一応結果ここで最終的に配慮しなさいとなっている項目につきましては、例えば勤務時間帯であったり、例えば勤務地、例えば業務量の見直しなどの配慮をしなさいというのが、法の趣旨になるかとは思いますので、申し訳ありません、質問のあった配慮できないという部分にはちょっと答えを持ってないところです。

○委員（前川原正人君）

それと、申請の方法についてですけれども、どのような方法で申請、まずは把握から始まって、そして実施といいますか、その意向は示されて、その上での本人の申請ということになるんですけど、その部分についてはどのような方法を想定をしていらっしゃいますか。

○総務課主幹（西村賢三君）

一応この両立支援制度につきましては、具体例を挙げますと、例えば出産前で言いますと、産前産後休暇であるとか、あとは看護休暇とか、あとはその後の生まれた後の休業その他の制度でいきますと、育児休業あと育児短時間勤務、今回拡充されます部分休業等の請求になるんですが、それらの請求につきましては、現行している、先ほどの休暇でいけば、勤務時間、休暇等に関する条例に基づく請求になりますし、あと部分休業、育児休業になれば、今までと同様に育児休業に関する条例、規則に則った請求という形になってきます。

○委員（前川原正人君）

法律を見ていきますと、もう長いので全部は読み上げませんけれども、この根拠になっている法律の第45条の中で、書面、ファクス、電子メールでの申請も認められますよと。ですから今回の改正はこれらの申請も可能という理解でよろしいですか。

○総務課主幹（西村賢三君）

法律、書面とか電子メールのことかと思うんですけど、ここにつきましては私も国からの通知の確認したんですけど、これはいろんな制度を職員に知らしめる方法といいますか、そういった部分になってくるかと思います。なので、どちらかというと、こちらが周知するほうの部分が面談による方法とか、あと書面を交付する方法、電子メールその他で周知を、意向確認であったり、周知をするということになるかと思います。実際の休暇の取得になった場合はやはり条例規則に基づいた手続をとっていただく必要があると認識しているところです。

○委員長（竹下智行君）

ほかなかつたでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に議案第59号について質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

改正後のこの第1号部分休業について、先ほど15人ぐらい育休等をとっているという説明がありましたけれども、第1号部分休業は現在の状況はどうですか。

○総務課主幹（西村賢三君）

今年度からになりますが、一応部分休業取得者につきましては5名おります。

○委員（阿多己清君）

先ほど前川原委員から質疑等があった諸手続については、この59条の関係の条例、規則で定めてあって、ここでやるということで理解していいですね。

○総務課主幹（西村賢三君）

そのようなことで大丈夫だと思います。

○委員長（竹下智行君）

ほかなかつたでしょうか。ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後2時12分」

△ 委員間討議、議案処理

○委員長（竹下智行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、委員間討議、議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第58号 霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

まず、議案第58号、霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第58号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第58号については、議案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第58号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第59号 霧島市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

次に、議案第59号、霧島市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第59号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第59号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第59号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第8号 測量設計業務委託に係る地元業者への発注促進を求める陳情書について

次に、陳情第8号、測量設計業務委託に係る地元業者への発注促進を求める陳情書について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（阿多己清君）

この陳情を採択するのかどうかというところが、ちょっと苦しい状況にはあるんですが、陳情者の要望というのは、指名をできるだけしていただきたいというのが、一番の元だったのかなと思って、それにいろいろ条件を緩和してというところ、この部分があつたりしているんですが、ただかなり難しい状況もあるのかなと思っています。民間資格を限定しない部分での指名、それから実績有無、この部分がかなりハードルが高いのかなという思いを今日いたしました。それと、陳情の書

面でいろいろ近隣市町の状況をお知らせをしていただいているんですけれども、執行当局にも確認をしましたけれども、やはり数値的な実績、そういうところがかなり乖離しているなという思いもいたしました。したがってこの部分を今日採決ができるのかどうか、当然現任期がありますので、もし継続とした場合は廃案という状況もあり得ますので、ここの部分は慎重にやらないといけないのかもしれませんけれども、採択するか不採択するかという部分については、もう不採択に近い状況かなという思いもいたしました。まず、皆さんの御意見を頂ければと思います。

○委員（鈴木てるみ君）

私も阿多委員がおっしゃったように、この中を精査すると、執行部に確認したら陳情者の主張にやはりちょっと乖離があるのではないかなというのは私も感じたところです。陳情者はやはり地元の自分たちをもっとこう指名してほしい、チャンスが欲しいということでしたので、今年度から執行部の説明によりますと、大分体制が変わって、地元の業者さんの指名が進むように取り組んでいきたいという、ちょっと変わってきたので、陳情者の願意は遂げられるのではないかなと思いますので、不採択でいいのではないかというふうに感じたところです。

○委員（前川原正人君）

私はこの確かに先ほど陳情者の話と、行政当局の話の若干、若干というか、8割以上確保しているということで陳情者はほかの町と比較したときにですね、というふうにおっしゃったんですけれど、ただ、ここの部分は説明であって、陳情の項目というのは、1、2、3、4、5、6をやってほしいということが一つの陳情項目です。ですから、確かに委員会の審査の中でもありましたけれども、民間資格で限定しない発注をするというのは、確かにちょっとハードルが高い部分もあるんですけれども、総体的に全体で言えば、この陳情者の意向というのは、地元業者へのチャンスをくれよと、これを落札するしない、取る取らんは別として、そういうこのチャンスをもっと広げてくれよということが大きな狙いといいますか、願いだというふうに思うんです。先ほど阿多委員もおっしゃったとおり、今期でこの任期が切れて、このまま置いておけば、任期切れの廃案ということ何らかの方法といいますか、結論を出さなければいかんというのは十分分かるんですけれども、この陳情者の意向という点でいえば地元業者のへの発注という点でいけば、苦しいところですけれど、その意向を少しでも組むためにも、採択をすべきでは、部分採択でもいいので、そういう方法も取り入れたらどうかというような、もしくは、趣旨採択とか、そういう方法でもよいのではないかということを申し述べておきたいと思います。

○委員長（竹下智行君）

ここで休憩します。

「休憩 午後2時22分」

「再開 午後2時26分」

○委員長（竹下智行君）

それでは、委員間討議を再開いたします。ほかに何かなかったでしょうか。ないようですので、委員間討議を終わります。それでは、まず、本陳情について、直ちに討論、採決を行うか、それとも継続審査をするかについてお諮りします。御意見はございませんか。

○委員（川窪幸治君）

私は本陳情については、このままいくよりは、もう今日採決を出したほうがいいと考えております。

○委員長（竹下智行君）

ほかに御意見はなかったでしょうか。それでは採決を行うことに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。それでは、本陳情について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私はこの今回の測量設計業務委託に係る地元業者への発注促進を求める陳情書に対しまして、大変、この任期切れというのも一つあるんですけれども、この陳情項目の1、2、3、4、5、6ございます。その中で、民間資格で限定をしない発注をするというのも、この幅が広いためになかなか難しさもあると思いますけれども、この審査の中で陳情者の皆さんからの話を聞く、議論をする中で、行政当局のほうとも議論をする中で、感じましたけれども、やはりその思いは、地元の業者さんがちゃんと取る取らないは別として、それは別として、そういう発注の機会をとれるようなそういう機会を与えてくれということが大枠での願いだというふうに私は理解をしているところです。確かに、全ての面において不足をしている、また若干数字的にも違う部分もありますけれども、業者さんの意向を考えるならば、部分採択だったりとか、なかなか手法としては、様々御意見ありますけれども、趣旨はよく分かったつもりです。なので、そういう点からいけば、部分採択でも趣旨採択でもそういうような手法でもう最後の任期ということで、特別にそういう手法を取り入れていただきたいということを申し述べて、本筋からいけば、賛成ということで、御理解を頂きたいと思います。

○委員長（竹下智行君）

次に原案に反対者の発言を許可します。

○委員（阿多己清君）

私は地元業者への原則発注という受注機会を増やすというのは大賛成であります。ただこの陳情項目で先ほども申し上げましたけれども、民間資格等を限定しないとか、あと実績有無を問わずにチャレンジ型でとか、こういう部分はいかがかなと思いまして、全てに賛同ができないところであります。また指名基準を明確にするとかいうことは、できるだけそういう質疑の中でも出ましたけれども、そういう基準をできるだけ事後でもいいので示すべきというところは賛同ができます。したがいまして、全てにおいて、この陳情の項目の内容に賛同ができませんので、誠に申し訳ありませんけれども、不採択でという思いで発言をいたしました。

○委員長（竹下智行君）

ほかにありませんか。それでは討論を終わります。それではお諮りします。この陳情について、一部採択、趣旨採択に賛成の方は起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者1名で、起立少数と認めます。したがって、一部採択、趣旨採択の採決は行わず、改めて原案に対する採決を行います。それでは陳情第8号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者1名、起立少数と認めます。したがって、陳情第8号については、不採択とすべきものと決定いたしました。

△ 委員長報告に付け加える点

次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は、議案または陳情番号とその内容を御発言ください。

○委員（阿多己清君）

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、陳情第8号についてですが、不採択になりましたけれども、この第1項の地元業者への発注という受注機会を増やすというのは大賛成ですので、今そういう取組を当局はしつつあるところです。それをできるだけ続けていただいて、業者のほうもそういう経験を積める部分をつくってあげるというのは大事ですので、そういうところを付け加えていただければいいと思います。

○委員（前川原正人君）

意見として申し上げるならば、審査の中でも明らかになったんですけれど、課長のほうからありましたとおり、今、これまでの現在を100としたときに、170%まで受注機会が増えて、受注機会というか発注が、金額が上がっていくんだということでおっしゃって、機会を上げるんだということは、ここはぜひ委員長報告の中で盛り込んでいただいて、行政としてもちゃんとそういう方向で努力をしてるんだということを述べていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○委員長（竹下智行君）

ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案2件及び陳情1件については、10月3日の本会議で表決となりますので、それぞれ委員長報告を行います。これで付託された案件の審査を終了いたします。

△ 閉会中の所管事務調査について

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。御意見はありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後2時38分」

「再開 午後2時39分」

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査については、総務環境常任委員会の所管事項についてとすることによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。次に、その他として委員の皆様からほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉会 午後2時40分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 竹下 智行